

令和2年加美町議会第3回定例会会議録第1号

令和2年9月9日（水曜日）

---

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	木村哲夫君	18番	工藤清悦君

---

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
農林課長	浅野善彦君
商工観光課長	塩田雅史君
建設課長	長田裕之君

保健福祉課長	内海 悟 君
子育て支援室長	佐藤 法子 君
総務課参事兼課長補佐	遠藤 伸一 君
教 育 長	早坂 家一 君
教育総務課長	二瓶 栄悦 君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	上野 一典 君
代表監査委員	小山 元子 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	内海 茂 君
次長兼議事調査係長	青木 成義 君
主幹兼総務係長	内出 由紀子 君
主 事	鈴木 智史 君

---

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本議会はクールビズ対応のため、今会期中はノーネクタイとし、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。9番三浦英典君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和2年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたので、ご覧いただきたいと思えます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、17番木村哲夫君、1番味上庄一郎君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（工藤清悦君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から9月25日までの17日間にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしといたします。よって、本定例会の会期は9月25日までの17日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 一般質問

○議長（工藤清悦君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告のあったとおり、トップバッターになりましたが一般質問をいたします。お互いに心身ともに爽やかな時間帯にやれることを光栄に思います。

それでは始めます。

「with コロナ社会」と呼ばれている生活について質問したいと思います。

新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大して以来、約半年が経過しています。国内外ともに、現在は感染の第2波が発生しているとの見方がありますが、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、感染者数はピークに達したとの見解を8月20日時点で発表しています。しかし、一方で無症状の感染者が増え、それによって高齢者の死亡者数が増加するなど、先行きが見通せない状況にもあります。

今後、「with コロナ社会」での生活を考えていく必要があると言われていることを念頭に、以下の点について伺います。

大きな1つ目が、学校再開後の状況と課題について。

例えば、1点目が新型コロナウイルス感染症防止対策、加美町は既に設置しておりますが、エアコンの稼働状況とか換気の状況について。2点目が学校支援員の配置と職務の実態。3点目が児童生徒や職員の健康状況。4点目が不登校の状況。

大きな2つ目が、新たに感染者が発生した場合の初期対応と継続的な対策。

項目としては、1つ目が介護施設などの利用者や職員の場合。2つ目が学校、保育所、幼稚園、児童館等々の子どもや職員の場合。3つ目が外国の事業とありますが、これは技能の間違いでした。すみません。外国の技能実習生などの場合。

それから大きな3つ目が、加美老人保健施設などに入所している家族との面会などの工夫。

大きな4つ目が、感染症予防のために開発が期待されているワクチン接種への対応や考え方について。

最後ですが、大きな5つ目が、感染者に対する偏見や差別を生み出さないための工夫。これが今回は一番大きな課題になるかなと私は思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長でございます。どうぞよろしく願い

たします。

それでは、ただいま伊藤由子議員からご質問をいただきました。それらについてお答えいたします。

まず1点目のエアコンの稼働についてでございますけれども、稼働状況につきましては、1学期は6月中旬頃からほとんどの学校で毎日使用しておりました。また、換気につきましては、エアコンの使用中也窓を開けているほか、休み時間には窓を全開にするなど、可能な限り換気を行っております。また、空気を循環させるためにサーキュレーターや扇風機を使用している学校もあります。

続いて、学習指導員についてでございますが、現在、小学校4校、中学校1校の5つの学校に退職教員や大学生の配置が決まっております。残りの6校につきましては現在調整中ではありますが、なかなか人材が確保できず厳しい状況にあります。配置された学生指導員につきましては、TT指導、それから習熟度別学習など教員のサポートを行いながら、児童生徒の学習指導を行うこととしております。既に9月から中新田小学校、東小野田小学校、西小野田小学校で勤務しております。失礼しました。さらに広原小学校もこれに加わります。

続いて、児童生徒や職員の健康状況についてでございますが、各学校におきましては、児童生徒は自宅で検温を行い、記録したものを担任に提出させ、毎朝体温と体調の確認を行っております。検温を忘れた児童生徒につきましては、始業前に保健室で検温をさせて体温と体調の確認をしております。教員も同様に毎朝検温結果を確認しております。体調不良の児童生徒がいた場合には保護者に連絡をして早退させ、体温の変化や症状に注意しながら休養するように保護者に声がけをしております。

学校内での感染を防ぐためには、何といたっても一番は外からウイルスを持ち込まないということが重要ですので、児童生徒や教職員の健康観察を徹底するとともに、家庭の協力をいただきながら今後も指導してまいりたいと考えております。

続いて、不登校の状況ですが、1学期終業式の8月7日において、不登校として30日以上欠席した児童生徒数は、小学校が5名、中学校が23名でした。昨年度の1学期の授業日数は68日でしたが今年度は58日と、単純に比較することはできませんけれども、同時期に昨年度25日以上欠席した児童生徒数と比較しますと、小学校では1名増、中学校では1名減ということになります。新型コロナウイルス感染症対策のために実施した臨時休業によって不登校が増加するのではないかという懸念がありましたが、現時点ではそのような傾向は見られないと考えております。

さらにもう1点、新たに感染者が発生した場合の初期対応と継続的な対策ということで、学校、保育所、幼稚園、児童館等についてお話をしたいと思います。

学校、幼稚園、こども園の対応について感染症が確認されたときの対応としましては、まず、幼児、児童生徒、教職員が新型コロナウイルスに感染した場合、一時的に臨時休業といたします。また、感染した者については出席停止または出勤停止ということになります。さらに、保健所の助言を踏まえ、必要な場合には専門業者による施設消毒を行います。

次に、幼児や児童生徒、教職員が濃厚接触者に特定された場合、あるいは感染のおそれがあると判明した場合には、臨時休業にはいたしません。ただし、その幼児や児童生徒、教職員は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間または医師や保健所から許可が出るまでの間、出席停止または出勤停止となります。そして、保健所の助言を踏まえ感染予防対策を徹底した上で、職員が施設を消毒します。

最後に、継続的な対策としましては、これまでと同様に感染症対策を講じて、幼稚園、認定こども園、小中学校にウイルスを持ち込まないことを最優先に取り組んでいきたいと思っています。これまでも述べてまいりましたが、幼児や児童生徒が発生源となることは考えにくいと思っておりますし、接触のある家族や教職員から感染することが考えられます。特に、最近では家庭内感染が増えておりますので、教職員の健康管理の徹底と家庭での感染源や感染経路を断つための取組が重要であると考えますので、今後とも保護者への協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 改めましておはようございます。18日までの長丁場になりますけれども、本議会よろしくお願いいたします。

それでは私のほうから、大きな2点目の新たな感染者が発生した場合の初期対応と継続的な対応ということで、まずは介護施設などの利用者や職員のことについて答弁をさせていただきます。

大崎の保健所から対応のフロー図というものが示されておまして、これによりますと、感染が疑われる症状がある方は県が開設しておりますコールセンターでの一般電話相談を経て、帰国者・接触者相談センターに電話をし、詳しい状況の聞き取りを受けることになっております。その結果、感染が疑われる場合はPCR検査が行われまして、陽性となった場合には県か

ら公表されるということになっております。町に対しまして、この時点で町内に感染者が発生したという連絡が入ります。ただし、氏名、住所などの個人情報の開示されません。私にもそれは示されません。また、その後の感染者に対する医療的なケアや濃厚接触者の調査などは県の保健所、ここで言いますと大崎保健所が当たることになっております。

したがって、町内の介護施設など民間の施設などで感染者が発生した場合、施設の消毒等については県が直接指導をします。そして、当該施設が対応することになっております。また、県が感染者の行動履歴を調査し、町の施設を利用していた場合、消毒や、場合によっては施設の閉鎖の必要性などについても県の指示によって対応することになっております。

続きまして、保育所、児童館の子どもたちや職員についてでございます。

保育所は保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものがございます。放課後児童クラブにつきましては、共働きの家庭で留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としております。この保育所の子どもや職員が発症した場合は、施設の消毒については県、こちらも大崎の保健所ですが、県の指導の下に当該施設が対応することになります。また、感染した児童や職員についての対応も県が行い、県の指示により継続的な対策が必要になってまいると考えております。また、保育所や放課後児童クラブ等の感染症の対応については、厚労省の保育所における感染症ガイドラインや、保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応というものが示されておりますので、このマニュアルに基づき、地域の実情や様々な状況に応じて、関連機関と連携をして、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、外国人の技能実習生についてでございます。

この技能実習生の保護ということが法律で定められております。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律というものでございます。この法律によりまして、受入れ企業は当然責任がございます。技能実習を行わせる環境の整備に努めることと規定されておりますので、しっかりした対応が求められております。

新型コロナウイルス感染症への対応についても、国から外国人技能実習機構を通じて受入れ企業及びそれを監視する管理団体に対して、初期対応や技能実習生からの相談、環境整備等について配慮すべき点が通知されております。その中で、技能実習生に感染が疑われるような症状があった場合は、受入れ企業または管理団体から帰国者・接触者相談センターへ連絡すること、そして、技能実習生が病院に行く場合には、必要に応じて通訳が同行するなど円滑な受診がで

きるよう配慮すること、新型コロナウイルスを原因とする休業の取扱い等についても、日本人労働者と同様の扱いをしなければならないと明記されております。受入れ企業及び管理団体がそれに従って、しっかりした対応を講ずることとなっております。

次の大きな3点目、加美老人保健施設などに入所している家族との面会などの工夫についてというご質問であります。

まず、老健につきましては、面会は完全予約制とし、事前の申出が必要であります。午前、午後の各2時間半ずつに制限されています。面会できますのは、原則として入所者の同居家族のみで、知人、友人は不可、また小さな子どもも不可とされております。面会者が施設に入る前に体温測定するほか、面会に来ていない同居家族についても健康状態の聞き取りを行い、マスク着用と手指の消毒を行っていただくことになっております。また、面会は入所者の居室ではなく、別途用意した面会室で行い、時間も10分間に制限されております。入所者と面会者の間にはシールドを設置し、差し入れ等も不可としております。危篤状態のようなときにはご家族が、今申し上げたのは原則であります。近親者が面会を許されるということもあるように聞いております。

次に、大きな4点目の感染症予防のために開発が期待されているワクチンの接種への対応や考え方というご質問でございました。このことにつきましては、現在、国内外の製薬会社において試験研究が進められており、国が各社から聞き取りを行ったところ、早ければ年内から臨床試験を開始するという意向が示されていると聞いております。また、先日の報道を見ますと、国では2021年前半までに国民全員分のワクチン確保を目指すとしており、欧米の製薬会社大手2社からワクチンの供給を受ける基本同意も済んだということでもあります。来年からの接種を視野に入れているということだと思っております。

ただし、当面、すぐに全国民に行き渡る量の確保ができるということは難しいのだろうと考えておりますので、事前に優先順位などの摂取方法を定めるものと見られております。いつ頃からワクチン接種が可能となるのか、また、どのような優先順位が設定されるのか、今後、次第に明らかになっていくと思われまますので、国の動向等を注視しながら町としても適切に対応してまいりたいと思っております。

大きな5点目の、感染者に対する偏見や差別を生み出さないための工夫ということについてのご質問であり、伊藤由子議員から、これが最も大事な点だというお話もありましたが、私も同じように感じております。

まず、この問題に関して我々が認識しなければならないことは、この感染をし、大変苦しん



でおられる方々が全国的にバッシング、誹謗中傷の対象になっていると。そのことによって平穏な生活が脅かされている、できなくなっているということです。これは明らかな人権侵害とあってよろしいのだろうと思っております。

もう一つの問題は、感染した場合、保健所への適正な行動履歴や接触者の情報提供が難しくなっていくのではないだろうか。中には、感染を疑われる症状が出て検査に行かない方が出てくるということも考えられます。そのことによって感染拡大が起こるといことが大変危惧されております。私もこういった事態が生じないように願っており、今月の広報紙の中の町長日記にもそういった趣旨のことを書き、皆様に呼びかけさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げたように、人権保護やプライバシーの保護という観点、そして感染拡大防止という観点からも、十分このところはこの加美町におきましてそのような偏見、差別、不当な扱いなどが起こらないように、町民の皆様方に心からお願いしたいと思っております。

以上、答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは再質問させていただきます。

教育長さんのほうからいろいろ答弁がございましたが、例えば先日、岩手県教育委員会の働き方改革等についての新聞記事がありました。その見出しが、「残業は減るが新たな負担が増えて、今課題になっている」というふうな見出しでした。そういった点から、学校支援員の配置が、今4校に1人ぐらいつ入っているということでしたが、ほかに、校舎内の消毒のためにシルバー人材センターに委託したサポートスタッフの件もあるかと思いますが、その件についてはどうなっているのか。学校の職員の例えば労働時間は月45時間を超えないという、一応目安があるわけなんです。そういった、時間数的にはそれを上回ったりするということはないのかどうかというのをお分かりでしたらひとつ確認させていただきますし、あと、教職員についての健康状況については特に言及がなかったかと思うんですが、体調を壊して休んでいるとか、そういった職員の方はいらっしゃるのかどうか。それも確認させていただきます。取りあえずその点について。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず、ご質問の中の学習支援員でございますが、学習支援員につきましては、基本的には教員の負担軽減ということではなくて、あくまでも子どもたちの学びの保障を確保するために配

置させていただいているものでございますので、直接的に教員の負担が減っているということではないかなと考えてございます。

一方、スクールサポートスタッフ、これにつきましては、議員の質問の中にもございましたが、現在シルバー人材センターのほうに委託させていただいております。勤務としては、1校当たりおおむね4人、週3日の時間としては90分程度の清掃、消毒作業を実施していただいているところでございます。これにつきましては、学校のほうから、週3日ではあるがかなり負担軽減になっているということで感謝をしていただいております。加えまして、シルバー人材の方々は、清掃、消毒作業にとどまらず、便器の清掃と申しますか、いわゆる尿石とかそういったものまで現在取っていただいているということで、便器が非常にきれいになってぴかぴかの状態だということで、子どもたちも大変喜んでいるということで、教育委員会としても人材センターの方々に頭の下がる思いをしているところでございます。

それから健康状態でございますけれども、今のところ、教職員あるいは子どもたちも含めてですけれども、コロナの影響によって体調を崩しているというような報告はございません。ただし、長期間の休業を経て夏休みの短縮等もございましたので、やはりストレス等はかなりあるのかなというような思いは持っております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

ただいま議員から教職員の勤務時間というお話がありました。これまで毎月各学校から、月80時間、勤務時間を超えた場合、報告をもらうことになっています。それから、連続して45時間以上を3か月以上超えた場合には報告をもらうということになっておりますけれども、以前は中学校で特に多かったんですが、月80時間を超えるのは40%が超えておりました。ただ、今年度になってからは、それが18%と非常に減ってきております。やはり学校の教育活動そのものも工夫しながら行っているということもあると思いますし、ただ、かといって教職員の負担が減っているというわけではないと思っておりますので、今、課長からも話がありましたけれども、その辺は今後も配慮していきたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） スクールサポートスタッフの件については、私も広原小学校の例を、実際に担当している方の話を聞いてまいりました。そうしたら、一緒に働いていることによって自分たちが子どもたちとの交流ができてすごくいい関係になっているという、副産物としてそ

ういうことができ、楽しく働かせていただいておりますというふうな話があったり、あと子どもたちからも元気な声が聞かれていました。それはとてもよかったし、当初の目的の大方は達成されているのかなと、私も感じさせていただきました。子どもたちの学びを保障するためにしている支援員とはまた別だというお話がありましたが、先生方の少し余裕はやっぱり子どもたちに返っていくと思いますので、それはどちらにもいい効果をもたらすんじゃないかなと私は思います。ほかの学校にも支援員が配置されるのを私は望みます。

それから、子どもたちの健康の指標として、分かりにくいんですが、スクールソーシャルワーカーとの相談件数が増えていたりはしないのかということと、不登校というと30日以上の子どもたちだけが計上されるんですが、休みがちだったり、ちょっと今までとは違った状況が見られるということはないのかどうか。連日いろんな週刊誌や新聞等でも、やっぱり疲れてきている、この猛暑の中で頑張っているという、職員も子どもたちもそういった状況が続いているので、やっぱり疲れているのは感じますという、アンケート結果にも出ておりますので、そういった傾向がないのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず、SSWの関係でございますけれども、毎月報告を受けてございますが、その中には、いわゆる新型コロナウイルス感染症に関して、子どもあるいは教職員からの相談が増えているという内容はございません。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

不登校については先ほどお話ししましたけれども、臨時休業のために、あるいはコロナのために不登校が増えるのではないかという懸念があったんですけれども、そういう傾向は見られない。ただ、じゃあ30日に満たない子どもたちはどうなのかと。正直なところ、そこまでは把握できておりません。毎月、各学校から生徒指導の状況について報告をもらっていますけれども、基準を超えた者ということではいただいていますので。

ただ、やはり子どもたちがマスク着用によるストレスとか、あと、やっぱりコロナ禍によりいろんなルールがあってストレスを抱えていることはあるというふうに、学校のほうでも押さえられております。

あと、これは必ずしもコロナの影響かどうかは分からないんですけれども、授業中にいららする発言があったりとか、あるいは貧乏揺すりをするとか、あるいはいたずらをするとか、

それはコロナだからなのか、それともその子の発達段階の上で出てきていることなのか。ただ、先生方は、基本的には子どもたちがストレスを抱えているだろう、あるいは心に何か悩みを抱えているのではないかという前提のもとで、子どもたちに寄り添って対応しているという状況にあります。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） はっきりした形になって出てこないと私たちには分からないですが、そういうのはっきりした形になってしまってからでは遅いと思うので、そういう何か知らないけれどもちょっといつもと違うとか、不安感を抱えているようだという感覚的な捉え方をしておくことが私は必要じゃないかと思っております。

それから、先ほど新たな感染者が出た場合の対応と継続的な対策についてお話をお伺いしましたが、ほとんどが国、文科省だったり厚労省だったりする国の指示とかシステムとかによるシナリオどおりのことが対策として盛り込まれているんだと思いますが、じゃあ町には何ができるのかというところを考えますと、言われたとおり、例えば指定感染症になっておりますので、これは2021年2月6日までが期限なんです。指定感染症としての期限は来年の2月6日までになっていて、今これが二種になっているんですが、二種ではちょっと重いので、制約が厳し過ぎるので五種ぐらいにしてもいいんじゃないかという声も出ていますが、まだまだ分かりません。それで、陽性になった場合は強制的に入院が指示になったり、それから就業の制限が加わったりして、それは町がすることじゃなくて国がすることなんだと思いますが、じゃあ町は何をしたらいいのか、何をすべきかということをおはちょっと考えてみました。

それで、軽症者とか症状のない人は自宅療養と言われていますが、自宅療養をしていることで濃厚接触者に皆感染していくということが今起こっていて、自宅療養の問題点が挙げられてきていますが、そういった自宅療養の場合の公的なケアというのは、町に示されているのかどうか。ちょっと確認した上で次の質問に入りたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） おはようございます。保健福祉課長です。

先ほど町長の答弁の中でもありましたが、感染者が出た場合、その対応については県のほうが基本的に当たるということになっております。自宅療養あるいは施設療養、その辺についても、保健所が指示をするということで、町に対して自宅療養の方がいますよとか、そういうような情報も恐らく来ないということですので、町のほうで、例えば保健所から資器材、消毒液だったり、そういった物で、もし必要で町で備蓄している物を協力いただけませんかというお

話があれば、そういった部分では協力はできると思いますけれども、具体的にその療養されている方に対しての接触とかそういうことはないと思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 本人と家族でしか知り得ないような情報で、支援についても町が直接関わることはほとんどないんだということを今確認しました。

だとしたらといいますか、でも、例えば学校とか、ある所属している団体から感染者が出たら、おのずから後で分かってしまうことがあるんじゃないかと。例えば職員の中で、私たちが例外ではないわけなんですけど、感染した人が出た。それは町にも知らせないし、国が全部管理することかとは思いますが、それでも結果的には感染した、感染者が発生したということは知られてしまうことが起きると思います。学校も幼稚園も保育所も、役場の中も、ほかの組織も。そのときにじゃあ何をするかといたら、私は今日の一番メインであります偏見や差別をなくすための、ここで町とか学校とかがやることがあるんじゃないかと思っています。

というのは、本人とか家族に対してはケアはあるけれども、その周りに対してのケアが本当に少ないんじゃないかと思うので、このコロナ感染症について、その性格というか性質についてきちんと伝えていくということが、町が力を入れてやることがそこにあるんじゃないかと私は考えます。ですから、集団へのケアは町の仕事なんじゃないかなと考えますので、例えば昔ですと、ハンセン病があったときに正確な知識がないまま、あれは業病だとか遺伝病だとか、その人の行動、性格とかに起因する病気なんだというふうな正確でない情報の基に、そのハンセン病になった人たちがすごく孤立して行って偏見の下にさらされて差別的な生活を余儀なくされたというのが歴史的にあるわけで、それはほかの病気にも限らないんですが、その根本にあるのが何かといたら、きちんとハンセン病なるものの性格、性質、知識、情報が伝わらなかったために起きたことだったわけです。そういったことを考えますと、今度のコロナ感染症は誰でもかかり得るんだと、かかることがあるんだということとか、特別ではない、ただし、病気を持っている人とか高齢者はとても強くかかって危ないんだとかひどくなりやすいんだとかということ、それからもちろん普段やっている濃厚接触する、密集、密接、密閉みたいなそういう環境にあると誰でもかかってしまうんだということを、きちんと町は区長会だったり民生委員さんの会だったり、いろんな場合を通じて、本当に何遍も何遍もいろんな伝え方をしていく必要があるんじゃないかなと私は思います。

学校についても同様で、周りの所属する学級とか学校全体の子どもたちへのそういった正確

な情報をきちんと伝えるということを取ってやっていく必要があるんじゃないかなと。そのことが偏見とか差別とかを軽減する道、方策なんじゃないかなと私は考えますが、教育長さん、町長さん、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

やはり偏見や差別をしないようにということは、非常に大事なことであると思っています。これにつきましては、文部科学省のほうでも早い時期からQAということで打ち出しているんです。それに基づいて、教育委員会として学校のほうにも通知を出しております。それから、保護者向けについても出しております。そして、保護者については、学校でも指導していますが、お子さんと一緒に読んでくださいと。

それに基づいて、学校では養護教諭が中心となって、朝の会あるいは帰りの会等でそれらについて、新型コロナウイルスそのものについての指導から、それから感染予防、あと差別偏見を持たないようにということでお話をしています。具体的な内容についてはちょっと分からない部分があるんですが、今議員がおっしゃったように、誰でも感染する可能性があるんだよと。もしあなたが感染したら友達にどのようにしてほしいか。やはりそういう行動を子どもたちに考えさせると。やはり、思いやりの気持ちとか、あるいは温かく迎える気持ち、やっぱりそういうものを醸成していかなければならないと思っています。

ある中学校ではこんな指導を行っています。運送会社とか医療従事者あるいは社会活動を支えている人たち、感染リスクはありながら一生懸命頑張ってくれています。そういう人たちに目を向けさせて感謝のメッセージを書きましょう。そしてそれを校舎内に貼って、ほかの子どもたち、あるいは学校に来た保護者の方が見ている。やはり、具体的に何かを子どもたちに考えさせるということも大事なのかなと思っています。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、私もこういった人権を侵害するような行為、これは決してあってはならないと思っています。今月号の町長の日記をお読みになったかもしれませんが、この中で最後のところに孔子の言葉を載せさせていただいております。弟子の子貢が生涯持っていなければならないことを一言で言ったら何だろうかという問いに対して、孔子はそれを「恕」であると。「恕」というのは思いやりという意味です。その思いやりということ、彼はこのように説明しています。自分がしてほしいくないことを人にしてはいけないということです。ですから私はこのことに尽きるんだろうと思っていますので、

お互いに誰でもがなり得るわけですから、思いやりの気持ちを持って、相手の立場に立って、そして行動をする、誹謗中傷は慎むということが大事だろうと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今お伺いしましたが、そういった「怒」の考え方を何らか分かりやすい形にして、ぜひ住民に伝えてほしいと思います。

それから、ちょっとずれるかもしれませんが、例えば老人保健施設での面会の件をちょっと取り上げさせていただきました。これは一つのコロナ禍だと私は思っています。先日、死期が迫った8月25日にやっと面会できたんです、1人5分でしたとかと言って近くの方がいらして、9月に入って間もなく亡くなられたんですが、ずっと会えなかったと。何か工夫はないものでしょうかという相談を受けました。亡くなっていくときに家族とも触れ合えない。手を握ったり触ったり、やっぱりそういうことができていいかなと。それがかなわないなら、せめて画面上でもいいから会話できたりするような工夫が、今この時代ですしデジタル化が盛んに言われていますので、実際実現できると思うんです。私は自分が亡くなっていくときのことを考えたら、未練たっぷりではありませんが、やっぱり親しい人とは会話したいとか顔を見合わせたいとかと思います。そういったことを、やっぱりできることはやってほしいと思います。画面上でもいいので、表情が伝わったり会話が聞こえたりするようなことが実現できるようにしていただきたいと思います。老健施設もそうです。やっぱり刺激が少ないと認知機能も落ちていくんじゃないかと、たくさん職員の方が一生懸命丁寧に関わってくださっているとは思いますが、やっぱり刺激が少ないと認知機能が下がっていくと思うので、そういった場面、場所でも何かできることを工夫してほしいなということをお願いしたいと思います。ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、時間がなくなったので、ちょっと資料をすみません、お願いします。

これは飯田哲也さんという知る人ぞ知る方が参考までにと行って、COVID-19の「知っておこう！あなたのコロナウイルス感染リスク」として、このグリーンの部分、ちょっと小さい字で見えませんが低リスク、それからこのオレンジが中から高でこれが中リスク、こっちはハイリスク、高リスクとして示した例えばの例なんです。これが全部正しいとは言えませんが、こういった具体的にどういうことが危険なのかということをやっぴり分かっていく必要があるかと思うんですが、私たちはいろんなニュースとかを聞きながら、何が危険なのかということのを何となく分かってきたと思うんです。密接になって飲食を伴う狭い場所での食事というか

飲食は危ないんだなという、そういうふうな体験的に身につけていくリスクの回避の仕方はあると思うんですが、例えばガソリンを入れたり、テニスをしたり、キャンプに行くというのはすごい低リスクに入っていて、ゴルフをするとか、アウトドアのレストランで食事をする、それもまあまあいい感じで、ビーチに行くとかバーベキューをするということは低から中に入っていて、ちょっと心配になっていくのがヘアサロンや床屋さんに行く場合の注意とかというのもあるんです。それから、サッカーとか相手が必要なスポーツをするとかというのにも注意をうんと必要とする競技、中から高のリスクになっています。それからジムで運動するという、ちょっと考えてみると一人で向き合ってるんだから構わないんじゃないかなんて思ったりするんですが、そういったこととか、大きなコンサートに行くということもハイリスクになっていて、バーに行くというのが一番最後になっているんですが、こういうふうな具体的なことについてちょっと考えていくことも、どこかでやっていく必要があるんじゃないかと私は思っています。

時間がなくなりましたが、最後に、新しい生活様式と盛んに言われていますが、暮らし方を見直す機会にとっているんですけれども、利便性を私たちがずっと享受してきたわけなんです、その利便性の下支えをしている人たちの負担を軽くする生き方、暮らし方を考える必要があるんじゃないかということが、この間の河北新報の社説にありました。すごくこのところを私はなるほどと思いましたが、新しい生き方とは、加美町が考える働き方についてはいっぱい言われていますが、新しい生き方とはどんなふう考えるのか、最後に町長のお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 難しい質問ですね。

まずその前に、町民の皆さん方にも知っていただきたいのは、この感染は3つの形で行われると言われていています。飛沫感染、そして接触感染、それからエアロゾル感染という。一番リスクが高いのが飛沫感染で、ある学者が言うにはこれが横綱であると。この飛沫感染を抑えれば、かなり感染拡大を抑えられるということでございますから、先ほど細かくお話しいただいたんですが、我々はまずは飛沫感染を防ぐ。感染しない、あるいは相手に感染させないということ。そういった中で新しい生活様式といいますか、生活習慣といいますか、エチケットといいますか、そういったことを身につけていく必要があるんだろうと思っております。

また、今、社会を支える方々、エッセンシャルワーカーとも呼ばれておりますけれども、やはりこの便利な生活といいますのはそういった方々の働き、場合によってはそういった方々の



リスク、ごみ収集をしていらっしゃる方なんかもそのお一人なんですけれども、そういった方々の働き、リスクに成り立っているということは、やっぱり我々は理解する必要があるんだろうと思っておりますので、そういったことから、生活を見直して、例えばごみについても、しっかりと分別をして散乱しないようにごみを出すなどということも、これは大事なことなんだろうと思っております。

いろいろな面で、この機会に我々の生活を見直していく。それから、我々の仕事の仕方も見直していく。様々な事業も見直していく。見直す機会、ある意味ではチャンスと捉えて新しい環境に適応していくことが大事であろうと思っております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分までといたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告2番、5番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 三浦 進君 登壇〕

○5番（三浦 進君） 通告のとおり一般質問を行います。

2問ありますが、1番目。孫沢地区の公衆用道路について。

占用許可を取り消した孫沢地区の公衆用道路の原状回復が長期間全く進んでおりません。加美町の公衆用道路が侵害され、町民の通行権が奪われたままになっております。

町の認識と原状回復について、以下のとおりお伺いします。

①公衆用道路を土砂で埋め立て、工場用地と一体化し、さらに数メートルの擁壁を設置したのは誰だと認識しておりますか。

②公衆用道路の原状回復義務者は誰だと認識しておりますか。

③上述の原状回復義務者と協議したことがありますか。協議した場合は、その概要と日付は。

④工場用地と一体化された公衆用道路の現状は様々な法律に抵触していると思われます。次のとおり例示しますので、それぞれについて町としてはどのように考えるか、お伺いします。

ア、農地法第74条の2譲与条件に違反。

イ、刑法第124条往来妨害。

ウ、道路交通法第76条禁止行為に違反。

⑤町民の皆様へ「道路は何のための、誰のためのものでしょうか？」と題する隣接地権者発行の文書が配られ、その一部を要約して次のとおり挙げますので、それぞれについて、町としてはどのように考えるか、お伺いします。

ア、道路に7メートルの土盛り及び設置された擁壁が危険で通行できない。

イ、不法占拠企業も加美町も、その折々の言葉とは裏腹に全く解決に向けて動こうとしなかった。

ウ、道路の所有者である加美町は、不法侵奪している会社に現場の原状回復を命じればよい。

エ、法律と町民の生活・権利を守るべき町が本来の役割・責任を果たしていない。

以上、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦 進議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この孫沢地区の公衆用道路については、これまでもご質問いただいているところでありますが、なかなか解決に時間を要しております。遺憾に思っているところでございます。

隣接の土地所有者と工場用地との話し合いを続けておりますが、関係者からのご理解をなかなかいただけない状況が続いております。今後とも解決に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

まず1点目の、公衆用道路を土砂で埋め立て、工場用地と一体化し、さらに数メートルの擁壁を設置したのは誰だと認識しているかというご質問に対するお答えでございます。

いつ土砂で埋め立てられたのか、いつ擁壁が設置されたのか、はっきりした経緯、日時は確認できておりません。しかし、工場用地所有者が土砂を埋め立てて擁壁を設置したと考えております。

2点目の、公衆用道路の原状回復義務者は誰だと認識しているかというご質問であります。原状回復ということであれば、土砂で埋め立てをし、擁壁を設置した工場用地所有者ということになると考えておりますが、そのように認識をしているところでございます。

また、3点目の上記の原状回復義務者とは協議したことがあるか。協議した場合、その概要と日付はということでありました。

工場用地所有者とは何度も担当者が打合わせ、協議を行っております。私もお会いしたことがございます。ただし、これは原状回復義務者ということではなく、本件公衆用道路に隣接す

る工場用地所有者として協議を行っているものです。協議の内容の中には、代替道路の整備ということについても話をしております。直近では8月21日に行っております。これまで少なくとも10回以上打合せを行っております、そのほかにもメール、電話などで随時連絡を取り、解決に向けて進めているところでございます。

4点目の、工場用地と一体化された公衆用道路の現状は様々な法律に抵触していると思われるということであります。

これまでも何度か説明させていただきましたが、旧農地法第74条の2については、譲与通知書が発見されまして、譲与条件に違反している状態であるということが判明しましたので、そのように認識をしております。

また、刑法第124条の往来妨害及び道路交通法第76条の禁止行為に抵触しているのではないかとこのご質問でありましたが、町はこうした法律に違反していると断定はできません。この土地で工場が操業を始めたのが昭和50年代から、公衆用道路とそのときから一体として利用されてきていると考えております。擁壁が設置されたのは、定かではありませんが、平成5年から平成10年頃と聞いております。これが問題となるまでは、特にどなたからもご意見をいただいたことはないという、そういう状況であります。そういった経緯があり、現在に至っていると考えております。

また、農地法の譲与の条件に違反していること、そしてその状態を是正すること、当然これが解決につながるわけではありますが、原状回復という方法のほか代替道路を造るということも、この解決策の一つだと考えております。

5点目の町民の皆様へという文書が配られたようでございます。この中で「道路は何のための、誰のためのものでしょうか?」というタイトルが付されていたと、今お聞きしました。アからエの4点について、盛り込まれている内容についてお答えをさせていただきます。

まず、アの、道路上の7メートルの土盛り及び設置された擁壁が危険で通行できないということですが、先ほど申しましたように、土盛りの時期についてははっきりしておりませんが平成5年から平成10年頃と聞いております。今回問題となるまで、通行ができないといったご意見などは、隣接地権者からもいただいていたということでございます。

また、イの、不法占拠企業も加美町も、その折々の言葉とは裏腹に全く解決に向けて動こうとしなかったということですが、先ほど申しましたとおり、工場用地所有者とは、これまで何度も協議を行っているところです。問題解決は、隣接土地所有者、工場用地所有者の双方が納得できることが必要だと考えております。

ウの、道路の所有者である加美町は、不法侵奪している会社に現場の原状回復を命じればよいという点ではありますが、原状回復も違法状態を是正する方策の一つではありますが、それが唯一の解決策ではないと認識しております。先ほども申し上げたとおり、双方が納得できる解決策に向けて協議を行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後のエの、法律と町民の生活・権利を守るべき町が本来の役割・責任を果たしていないということではありますが、農地法の譲与の条件に違反している状態を是正するためには、原状回復もしくは代替道路の整備ということになります。先ほど申しましたように、原状回復が唯一の方法ではありません。

そういったことから、現在協議を進めているところでございます。これまでの経緯等も踏まえまして関係者と協議をしておりますので、決して町が役割、責任を果たしていないということではありませんので、そこのところはご理解を賜りたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 工場用地所有者と何回も何回もお話ししているということではありますが、それが私らには何も伝わってこない。だから、何もしていないんじゃないかと思われるのは当然であります。それは、解決策を持たないということです。なぜ解決策を持たないかという、原状回復する責任者、義務者は誰かということがはっきりしているかどうかなんですが、もう一度お聞きしますが、原状を回復する責任者、義務者は誰ですか。もう一回お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほど町長が申し上げましたが、原状回復ということになれば、実際に工場として土砂を埋め立てたり擁壁を設置したという工場用地の所有者と考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） はっきりと今おっしゃいましたよね。原状回復する責任者は工場用地所有者と。であるならば、何の協議をする必要があるんですか。協議などする必要など、それを元に戻せという行政命令なりなんなりを出すのが町の役目じゃないですか。どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

この部分については、先ほどからの説明の中ではありますが、旧農地法第74条の2の譲与の要

件に違反をしているというようなことになっております。その譲与の条件に違反した状態を是正するには、原状回復を図るか、もしくは関係地権者の皆さんが納得いただけるのであれば代替道路を設置してもいいというように国・県から聞いておりますので、そうした方向の中で現在進めているというところでございます。隣接の土地、所有者の方からは原状回復をすべきだご意見をいただいているところでございますが、工場用地所有者としては、できれば代替道路の方向でということのご意見を賜っているというところで、そういった中でなかなか双方ご理解をいただけるという方向に至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 町のやっていることが、何か遠慮しながらやっている。どんどん町としてやるべきことは法令を遵守してやるというのが町の責任だろうと思います。

これはまた後で考えることとして、④の往来妨害罪、刑法第124条に反していると断定できないと言っています。どうしてでしょうか。すなわち公衆用道路に擁壁を積んだり、7メートルもの、あるいは低いかもしれませんが土砂を積んでおって妨害しているじゃありませんか。その辺お答え願います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

こちらについても先ほど町長も答弁したように、この工場が一番最初に土地を求めて操業を始めたのが昭和50年代後半のように聞いております。そうした中で、その当時からは現在問題となっている公衆用道路についても一体的に利用されていたというような経緯があるようでございます。そうした中で、この問題となるまでの間には、特に周辺の所有者の皆さんからもご意見をいただいたという経緯がないということも踏まえまして、町として法律について違反しているかというようなことについて、断定をすることはできないということでございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 往来妨害に反していると断定できないということは、はっきり言っているようですが、これ以上聞きません。

それから、道路交通法第76条の禁止行為も同じことなんです。交通妨害となるような物件を道路に置いてはならない。同じことなんです。

それと、もう1点お聞きしますけれども、いつ頃造られたかということの問題にしているようでもありますけれども、現実にはその所有者がその物件について責任を持つというのが常識では

ありませんか。どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 土地の所有者というようなことでそれぞれ責任を持つというようなことは考えられると思いますが、今お話をしてきましたように、この問題についてどういう形で譲与を受けた土地の解決をするか。先ほどありましたように、原状回復と代替道路という大きい2つの選択肢があると思いますが、そういったところで、現在お互いができれば納得していただけるような解決を早く見いだしたいということで、こういった状況になっているということでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 工場用地所有者から、隣地地権者に文書が来ているんですが、擁壁が道路にかかっている部分については、加美町の要請があれば、町と誠意を持って協議して対処したいと考えている。これは1年10か月前です。それから土砂の撤去については、当社では道路上を埋め立てたのかどうか分かりません。加美町の要請があれば、町と誠意を持って協議することはやぶさかではありませんと言っておりますが、いずれにしろ、加美町が出す文書、町民に出す文書を弁護士に相談して、こういった問題については弁護士に相談しないんですか。それと、今言ったことについてお答え願います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

町民の皆様へという形で、すみません、今、工場用地の所有者から隣接の土地の所有者への文書ということでお話がありましたが、私どもに直接そういった形での文書でいただいたということはございません。ただ、そうした協議をして対応するということがいつているということであれば、そういった部分では工場用地の所有者と確認をしながら、併せて進めていきたいと考えております。

弁護士についてでございますが、この問題については、当初から弁護士にも相談をさせていただいておりますので、町の弁護士に引き続き相談をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） それではもう一度お聞きしますが、町は公衆用道路の原状回復を、今の

回答を含めてどのような手順でいつまでにやるのか、お伺いします。そしてまた、時期を明示しないのはやる気がない、やらなくともよいに通じる。ちゃんと時期を明示してここで述べていただきたい。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 三浦議員がおっしゃるように、旧農地法第74条の2、この法律違反を解消するためには、町が原状回復を命じて原状を回復するということが原則だろうと思います。ただ、今私の手元に、旧宮崎町がつくった宮崎町孫沢地区農村地域工業導入実施計画書というものがありますけれども、ここの中に書かれてありますことは、近隣都市への通勤就労が多く、兼業化が急速に伸びている状況から、本町への工業導入が強く要請されていると。町民から強い要請があったんだろうと、あるいは議員の皆さん方から当時あそこを工業団地として工業化を図ることが強く要請されていたんだろうと思います。そしてこの中には、農業と工業との調和のある発展、雇用構造の高度化、適正な土地利用に努め、豊かで住みよい農村地域社会の形成に資することを目的にするということで、この計画書がつくられています。国から譲り受けた土地とこの計画で定められた区域はほぼオーバーラップをしているわけでございます。

それで、原状回復をした場合、じゃあ原状回復というのはどういった状況に戻すことになるのかということですが、ここの中で道路についても書いてあります。この地区内、当該地区内の道路はあぜ道（リアカー通行程度）とあります。ですから、原状に回復するということは、この程度の道路に回復することを意味します。それで原状回復をした場合、あの工場用地は道路によって分断されます。工場用地としては使えない土地になるでしょう。そうしますと、そもそも宮崎町時代に計画したこの計画の趣旨、こういったものがあの土地に関しては無になってしまうだろうと解釈しています。

一方、三浦議員がご指摘された道路は何のための、誰のためのものかという地権者からの文書の中に、こう書いてあるんです。①かつてのように道路を通行可能な状態にすること、②原状復帰が困難か不可能な場合は、双方で他の解決策を検討することと記載されております。そこで町としましては、工場用地所有者、そして地権者に対して、同じテーブルに着いて話し合いをしましょうということを文書でも電話等々でもお伝えしておりますが、なかなかそれが実現していない状況でございます。引き続きこのことについては、町としましてもぜひ解決に向けて、両者が同じテーブルに着いて、②の原状復帰が困難か不可能な場合は、双方で他の解決策を検討するという、この検討をすべきだと考え、両者にそのことをお伝えしているところであります。工場用地所有者からは了解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 終わろうと思ったんですけども、実はこの公衆用道路は2万3,727平米ありまして、膨大な土地なんです。これが県も国もこの土地を将来転売しようか、あるいは貸借してもよろしいとか、いろんな方法について考えているわけです。したがって、この道路をちゃんと原状回復しないと加美町はそれに対応できなくなる。これは加美町にとって重大な損害になるということでこのように申し上げております。その件いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、原状回復というのも一つの解決策、これは原則であります。代替道路を造るというのももう一つの解決策であります。これは、先ほど総務課長から話があったように、県も国もそれは地権者の了解をもらって進めることは差し支えないと言っております。代替道路を造ることによって3メートルないし4メートル、あぜ道に回復するよりは車が自由に往来できる代替道路を造るほうが、私は隣接所有者にとっても利便性が高まるものであらうと思っておりますので、そういったことも含めて、やはり両者がきちっと同じテーブルに着いて解決策を話し合っていくということが私はこの解決に向けて一番の方法であらうと考えておりますので、引き続き両者にそのような方向でお話をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） やはりもう1点だけ。

代替道路を造ってやるということは、企業が造るのか、町が造るのか。当然私は、造るのであれば企業だと思ふんです。その責任者だと思ふんです。だから、造るのであればどうぞ造ってくださいと前々から言っているらしいんですが、なかなかできない。それを造れば、今ある公衆用道路がそのままいいということにはならないと私は思います。

そしてまた、農政局やあるいは総務省の行政評価局が、原状回復を求める段階において、いつまでにそれをやりなさいということを町に要望しているか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

まず、いつまでということですが、これらについては県とも協議をしておりますが、県からも、大分時間も経過しているということで、早急な解決に向けて進めてほしいというよ



うにも言われているところでございます。町としても、今お話をしてまいりましたが、早期の解決ということで、何とか双方がご理解していただけるような方向で早めにとというようなことで考えているところでございます。

また、代替道路ということでございますが、代替道路の整備をする場合については、今現状にある公衆用道路の面積分と交換するような形で進められるものと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） この問題はまだまだ聞きたいことがたくさんあるんですけども、このぐらいにして、次は、2番目の放射能汚染牧草の処理についてお伺いします。

町には、放射能汚染牧草が約4,100トンもあり、旭地区コミュニティ推進協議会や区長会等8団体をはじめ多くの町民が、水と資源を守るため早期処理を望んでいることについて、以下のとおりお伺いします。

①近隣市町村で焼却処理が進んでおります。県の方針に基づく大崎圏域での焼却処理に加美町も従い、汚染牧草の処理に向け、一步でも前に進むことが重要であると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

②汚染牧草約2,000トン平成24年11月に旧田代放牧場へ集約し、一時保管しましたけれども、当時、一時保管を解消するために将来展望をどのように考えていたかということ。

③水資源を保全するため条例を制定し、水資源保全地域を指定しました。放射能汚染牧草の搬入が条例制定日の前か後かにかかわらず、条例の目的達成のためには、全量を早期に処理されるべきものであると思っておりますが、どのようにお考えか、お伺いをします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も三浦議員と思いは同じでございます。早期に解決をしたいと考えております。

それで、3点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、大崎市、美里町、涌谷町においては、令和2年7月15日より400ベクレルを超える物、そしてかつ8,000ベクレル未満の物の利用自粛牧草3,590トンでございますが、大崎広域の焼却施設で焼却処理を開始しているということでございます。終了までは7年かかると聞いております。

一方、県が焼却以外の方法によって各自治体独自に処理することを可能としていることから、黒川圏域、栗原市、登米市、気仙沼圏域、それからお隣の色麻町も含まれますが、すき込み等に

よる農林地還元処理を進めることとしております。

加美町におきましては、平成29年9月議会で放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会の中間報告がなされ、400ベクレル以下の牧草処理についてはすき込みの実証試験を実施し、安全性を検証し、安全確認後のすき込み処理は妥当であると考えたと報告されております。これによりまして、平成29年度及び平成30年度において、利用自粛牧草の農地還元試験を行い、牧草への影響が少ないことを確認しましたので、町内の採草地において令和元年度より本格的な処理を計画しておりましたが、近隣住民を対象とした説明会においてすき込みへのご理解をいただけなかったため、すき込み作業が中断をしているという状況でございます。

今年度、町民の皆様と一緒に放射性物質への理解を深めるべく勉強会を開催する予定にしております。当初8月に予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして開催を延期しているところでございます。勉強会では、健康への影響や農地、河川への影響をテーマとしておりますので、コロナウイルスの感染症対策を講じながら開催に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。皆さん方のご理解をいただきながら、決して町と町民が対立するのではなくて、お互いに共通理解をした上で事業を進めていきたいと思っております。

2点目のご質問であります。

保管した当時、一時保管を解消するために将来の展望をどのように考えていたのかというご質問であります。当時は国の指針が明確に示されておりましたので、なかなか町としても将来展望を描ける状況ではありませんでした。こうした中、畜産農家からの要望を受け、町が責任を持って一時保管場所に安全に保管することが重要と考え、田代放牧場跡地を一時保管場所に選定をし、翌年の4月から搬入することで、平成24年10月22日の全員協議会で説明をさせていただきました。

しかし議員さん方から、年内中、雪の降る前に実施すべしとの要望があり、要望にお応えする形で急遽予定を変更して、11月に事業を実施することにしたものです。早々に地元説明会を開催したのですが、田代旧放牧場1か所に保管することに対して強い反対、反発がありました。そこで、他2地区、中新田地区、小野田地区にも保管をするということをお約束しまして、平成25年度に中新田地区、小野田地区の一時保管場所について区長会や議会、JAの代表にも検討会のメンバーに入ってもらいまして候補地を決定させていただきました。しかし、地元の反対あるいは行政区長さんたちの連名による反対表明がなされたことで、2地区とも実現ができず現在に至っているということでございます。私自身、大変このことについては遺憾に感じ

ているところでございます。

なお、利用自肅牧草については、高耐候性フレキシブルコンテナバッグ等に再封入をし、飛散等がないように安全には万全を期しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

3点目の加美町水資源保全条例に関するご質問でございます。

ご承知のとおり本条例は平成26年6月12日、放射性廃棄物最終処分場の建設を阻止する目的で制定されたものです。条例は処理施設の開発行為について規制するものでありますので、利用自肅牧草の一時保管は構造物を設置するものではありませんので、本条例には抵触していないと理解しております。その点をご理解いただきたいと思います。

とはいえ、やはりこの問題、何とか早期に解決したいという考えは三浦 進議員と同じでございます。町としましては、まずは今も安全第一に保管に努めておりますけれども、安全に保管をするということ、そして400ベクレル以下の利用自肅牧草をすき込み処理でもって処理をしてみたいと考えております。

ちなみに平成24年度に保管を開始して以来、一時保管の利用牧草につきましては、冬期間を除き毎月水質検査、土壌検査、空間線量を測定しまして、広報紙等にも掲載しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、3点のご質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 400ベクレルを超える物は安定的に保管するというところでありますけれども、昨年末においてはフレコンバッグを交換したわけです。その際に、交換じゃなくて、もう一回その上から袋詰めをやるわけです。ところが、古いフレコンバッグの中には水がたくさん詰まっていて、それをどうするかというと、新しい入れ物に詰めるときに古いやつを下からぎゃっと切って、水をじゃぶじゃぶと出して、そうして詰めると聞いております。そのときだけじゃなくて、実際にはフレコンバッグが破れた場合には、年間を通して汚染水がどんどん出ているわけです。その辺どう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

一応近くの水ということで、付近のダムのほうの水を採取しまして、そちらのほうも検査をして広報等でお示しをしているというような状態でございます。一応、水等につきましてはまだ汚染されていないということで、検出されていないということで、広報には掲載させていた

だいております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） こういうものについては安全安心という言い方がありますが、もう安心はできないと。安全も少し駄目だということになると非常に困るので、町としてもああいうときは監督を送ってしっかりと管理してもらいたいと思うわけであります。

次に、町長は私の一般質問に、次のように答弁しております。何十年も旧田代牧場に置くとは言っていない。それから、地域の方と同じで、一日も早くどこかに持っていきたいと。さらには、私は国や県、近隣市町村とも意見を交わして着実に進めていくことが大事だと思っていると。本当に私らが感激するような言葉がどんどん出てきておりますが、このことを踏まえてお答えいただきたいんですが、町長は焼却処理に反対なのか、賛成なのか。その理由はどうか。それについてまずお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、できれば早期に処理をしたいとは考えております。

焼却処理でございますが、先ほど申しましたように、実は多くの自治体、地域では農地還元を選択しております。特に、指定廃棄物最終処分場を抱える地域、自治体、栗原市、黒川圏域についても、これは焼却ではなくすき込みあるいは堆肥化による農地還元を選択しております。ご承知のとおり国では、田代岳を放射性廃棄物最終処分場の候補地から撤回したということはいまだに言っておりませんので、いまだにここを含む3地域が指定廃棄物最終処分場の候補地であることは間違いありません。誤ったメッセージを送るべきでは私はないと感じております。

よって加美町としては、先ほど申しましたように、まずは400ベクレル以下の物を、田代にある物は町有地に安全に万全を期してすき込んでいき減容化していくということが大事であろうと思っておりますし、それを受けて、農家さんが保有している物についてもすき込み処理をしていただくことで十分減容化が図られていくものと理解をしております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 私は、指定廃棄物については聞くつもりがありません。指定廃棄物については、町長は市町村会議において早くつくれと。そしてそこには地域振興策を与えるべきだと、数か所の首長さんもそのように言っております。それは焼却をするということが前提であ

りますので、そのことはそう言っておった。さらには、福島県の飯舘村で焼却し、それから双葉町、あそこの原発があるところ、あそこに埋めろという主張をしている。焼くことについては町以外はいいのかという感じもしますけれども、それについては今さら問いません。

私が聞きたいのは、いわゆる8,000ベクレル以下の混焼を、一般ごみと混ぜて焼却することに賛成か、反対なのか。そこのところをもう一度はっきりお聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も大崎広域の首長の一員でございますので、大崎で混焼することに反対はしておりません。これは大崎広域として決定したことでありますので、反対しておりません。ただし、加美町として混焼する考えはございません。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 混焼することに反対ということでもいいわけですね。

じゃあ次の質問に移りますが、汚染牧草の田代岳への搬入が条例制定日の前なので条例に違反しないとする町長の答弁に関連しまして、保全条例第10条には、既設事業者の条例発行発生から60日以内に町長へ届出をする義務があるということです。私は放射性廃棄物のそれをずっと管理してあそこに置くということですから、処理をする事業というふうにするんだと思います。これは既設事業者として加美町自身がそこに置いたから適用されるかどうかは分かりませんが、そのままでいいのかどうか、この条例に違反しないのかどうかということについてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、この搬入したのは、条例が制定される2年前でしょうか。だと思います。いずれにしても条例が制定される前ですので、まずそこに遡及はしないということですね。これは法律であれ条例であれ、それは原則でございます。

それからもう一つ、それよりも、先ほども答弁しましたように、あくまでもこの条例は三浦進議員が篤とご存じのとおり、指定廃棄物最終処分場の建設を阻止する目的でつくった条例でございます。開発行為を伴うものについて規制する条例でございます。ですから、この一時保管がその条例の趣旨に反する、条文に反するという事はないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番(三浦 進君) この条例には、第7条、今の言う第10条の関連で付表というのがついておりまして、必ずしも指定廃棄物だけではないと。牛房の場合は50平米以下ですか。それから養鶏の場合は2,000羽以下ですか。2,000トンもある放射性廃棄物と比べれば大したことはないんですが、これはやっぱり早急に処理すべき物と私は思います。

それから次は、町長は、農家の方から田代岳に集約してもらって本当に助かった、そうでなければ子どもたちが通学する通学路にいつまでも積んでおかなければならなかったということについて、持っていったことについて称賛されていますが、その方々こそが今あそこに積んでおることに反対をしているんです。いつまで置くのかということで、そして抗議しているわけです。これをどのように思いますか。

○議長(工藤清悦君) 町長。

○町長(猪股洋文君) まず、この全体の約半分を、地元の方々には大変申し訳なかったんですが、田代旧放牧場に一時保管をさせていただいております。本来は他の2地区それぞれに町が責任を持って保管できたらよかったと思っておりますが、なかなかそういかなかったことは私も大変残念に思っておりますし、旭地区の皆様方には特に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。ただ、あの場所に全体の半分、約2,000トン、一時保管をすることができなければ、それはいまだに農家の農地等に保管されていたという状況になります。どっちがいいかというのはなかなか難しい判断でありますけれども、私は今、町が責任を持ってきちんと毎月測定もしながら旧田代放牧場に保管させていただいておりますので、その安全は確保されていると思っております。

何とかまずは町が400ベクレル以下の物を町有地に責任を持ってすき込みをさせていただくということで、私は解決に向けて動くと思っております。それを受けて農家の方々がそれぞれの草地にすき込みをさせていただくと。そのことによってかなりの量が処理できると思っております。

実は8,000ベクレル以下と言っておりますけれども、400ベクレル以下がかなりを占めるんです。ですから、保管している物と農家保管分を合わせますと恐らく50%、半分近くは400ベクレル以下になっていますので。それから、それを超える物としても、2,000ベクレル以下が農家保管分は97%、ですからほとんどが実は2,000ベクレル以下。ただ、これも測定したのが平成26年度だったのでしょうか。もっと恐らく線量が減っていると思っております。ですから、着実にこれは農水省のガイドラインにもありますから、そういったものに従ってきちっとすき込みをすることによってかなりの量が処理できると考えておりますので、まずは鹿原地区にある

物、これをきちっと町が責任を持って処理をしていくと。そして田代の物についても町有地に処理をしていくと。そして農家の方々は、ご自身の草地に処理をしていくという、すき込み処理をしていくということ、これを着実に進めていくことで解決に向けて進んでいけるんだらうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 放射性廃棄物の汚染牧草については、400ベクレル以下は軒先に置いている人は34戸、400ベクレル以上が63戸で、400ベクレル以上の人が多いんです。さらには、全体の400ベクレル以下は28.2%、田代岳では16.5%と非常に少ないわけなんです。ですから、これはもう本当の、すき込みというのは本当の、何というか、パフォーマンスみたいな感じしかありません。全体をしっかりと処理する必要があるだらうと思えます。

終わります。以上です。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、5番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、休憩いたします。午後1時までといたします。

午後0時06分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、11番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔11番 一條 寛君 登壇〕

○11番（一條 寛君） 通告に従い、2問質問させていただきます。

1問目、社会福祉法等の改正法について。

地域共生社会の実現に向け、貧困や介護、孤立などに対応する市町村の相談支援体制を強化するため、社会福祉法などの改正法がさきの通常国会で成立しました。

改正社会福祉法のポイントと町の対応をお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、一條 寛議員のご質問、社会福祉法などの改正についてお答えをさせていただきます。

地域共生社会の実現を図ることを目的とした今回の法改正の概要については、厚労省から主

に5つのポイントが示されております。

1つ目は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援でありまして、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題解決を支援するために、関係法律の整備を行うというものです。

2つ目といたしまして、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備を推進するものでありまして、地域における認知症施策の総合的な推進に向け、国や自治体の努力義務が規定されたものになります。

3つ目でありまして、医療・介護のデータ基盤の整備推進に関することでありまして、介護保険レセプト情報や要介護認定情報、さらには、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容等に関する情報を厚生労働大臣が収集できるように規定されたものであります。

また、医療保険レセプト情報と介護保険レセプト情報のデータベース連結の精度を高め、必要な情報の提供に資することとなっております。

4つ目でありまして、介護人材確保及び業務効率化の取組強化で、介護保険事業計画への位置づけと各種届出事項の簡素化、介護福祉士の養成に関する取組強化などとなっております。

5つ目は、社会福祉連携推進法人制度の創設であります。社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人を構成員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設するものです。

これについては、一部を除き令和3年4月施行となっております。厚労省では、制度の詳細についてはこれから詰めていくということですので、町としましては、今後具体的な事業の概要等に関する情報を集めまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えをさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 今答弁がありました。いろいろ今回改正のあった部分、細かく答弁があったんですけども、今回の質問の中では包括支援体制をつくるために創設された重層的支援体制整備事業を中心に伺いたいと思います。

今回、なぜこのような支援体制をつくることになったのかというその背景を若干説明させていただきたいと思います。

少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が5代の中高年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケ



ア、ごみ屋敷、虐待、孤立死など、様々な新たな課題が表面化しています。このような問題は従来の介護、障がい、子育てなどの制度分野ごとの対応では難しく、必死に時間をつくり相談に行ってもたらい回しにされた挙げ句、何の解決もできないという事態が発生していると言われております。

我が町ではそのような状態は起きていないのでしょうか。まず、その点をお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

今回こういった形で相談支援を重点的にということを出てきております。基本的に相談が町にあった場合、各担当部署が相談に対応することになるわけですがけれども、相談内容が複数の課にまたがる場合、それぞれの課、担当が連携して当たるということになっております。今回、国のほうで大量の資料の中に出てきているのが縦割りの弊害というようなことで、たらい回しになっているのではないかというようなことがこの資料の中に出てきております。それに対応するために断らない相談支援という文言が出てくるわけですがけれども、ちょっとこの言葉に引っかかるものがありまして、そもそも町では相談を断ったりしていませんし、たらい回しということもしていないということで、ちょっと個人的に憤慨しているわけなんですけれども、それはそれとしまして。

特に保健福祉関係の相談というのは、単独でこのことというだけじゃなくて、やっぱり複数のことが絡み合っているというのが非常に多いと思っております。例えば生活に困窮していると、その場合、原因として就労ができなかったり、あるいは仕事が雇い止めになってしまったりとか、あるいは高齢で働けなくなると。あと、例えば介護の悩みですと、本人だけじゃなくて家族の負担だったりとか、人的、経済的な負担、あと障害が絡んできたりと。そういった形でいろんな複合的な要因が重なっていると。それに対して福祉部門のほうでは、福祉課で言えば健康推進係や高齢福祉係、障がい、あと保険給付、福祉と、それと子育て支援室だったり包括支援センター、あと各福祉センター、あと町ではないですけども社会福祉協議会だったり、介護の各事業所だったり、あと特養だったりと。そういった様々な機関が連携しながら対応に当たっているという状況でありますので、決して縦割りだったりたらい回しということはないと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 加美町においてはたらい回しとかそういうことは起きていない。またが

る相談についても対応する部署が複数で当たって問題解決に当たっているということで、全国的に起きているような問題は余り起きていないのかも分かりませんが、今回厚労省がこのような改正に至った経緯と申しますか、若干お話しし、確認したいと思います。

たらい回しや何も解決できないという状況を放置しないため、平成29年の社会福祉法改正において、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市町村の努力義務とされました。また、平成29年の改正の附則に、法律の公布後3年、令和2年を目途に、市町村に包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定されていました。

それを受け、さきの国会で重層的支援体制整備事業が新たに創設されることになったということですが、この経緯で間違いはないでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

これまでの流れ、経緯については、今、議員がおっしゃったとおりだと認識しております。

それで、先ほどもお話ししましたとおり、町としましてはそういったできるだけたらい回しとかにならない、あるいはいろんなところで連携して当たるといふふうに心がけているところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） この重層的支援事業に対して、8月28日締切りで町に対して、事業実施の意向や事業費の見込みなどについてのアンケートがあったと思いますが、アンケートの内容とどのように回答されたか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

国からそういったアンケートと申しますか調査は来ております。今後の取り組みについて町としてどのように考えているのかというようなことでございまして、それについては、今回6月に法改正になりまして、回答については今後の検討という形で回答しています。というのは、こういったコロナの状況で、通常ですと国のほうでそういった制度等が変われば説明会とか当然行われるわけですが、こういった状況ということで大々的に説明会というものができないということで、今現在、これに関する資料としては、厚労省のホームページに載っていると。あと、それぞれの担当官のほうから説明する動画が上がっているのでそちらをみてください。

いというような状況になっておりまして、まだその中身について熟度と申しますかそちらが進んでいないということもありまして、今回、他の市や町のほうにもちょっと状況はどうなっていますかということを知ってみたいと思います。やはりいずれも、これからの状況次第だなど。国で秋頃に説明会を開催するというようなこともありますので、そういった説明会の話を聞いて、それを受けて今後検討していくというような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 国としてもこの事業への希望と、準備ができたところから手を挙げてくださいというような方針のようですので、しっかりこれから検討し、またできる体制を整えて手を挙げていただきたいと思います。来年は実施されない方向だと思いますけれども、この8月28日の締切りに間に合わなくとも、今後手を挙げれば事業実施はできるということのようがあります。

それで、重層的支援体制整備事業に3つの支援があるようですけれども、この3つの支援内容についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

重層的支援ということで3つですけれども、先ほどちょっとお話ししました断らない相談支援と、参加支援、それと地域づくりに向けた支援という3つになっております。

断らない支援については、先ほど言ったように縦割りという形じゃなくて、どんな相談等が来ても、まず受け止めて、関係機関につないでいくという、そういった機能。

参加支援については、本人の状態に合わせまして、就労支援だったり居住支援、そういったことを提供しながら、社会とのつながりを持っていくと、そういった部分での支援。

地域づくりに向けた支援としましては、地域社会での孤立を防ぐと。地域における多様な世代の交流あるいは活躍の機会、こういったものを設けて地域づくりを支援していこうと。

こういった主に3つの内容となっております。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） この3つの支援を一体的にやる重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなくて困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援に福祉を大転換しようとしていることだと思うんですけれども、この辺のことについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

先ほどちょっと触れましたが、この制度について社会福祉法だけではなくて介護保険法だったり老人福祉法だったり、たしか5つか6つぐらい法律の改正が絡んできております。資料もこんな量、ボリュームになっておりまして、その全てにしっかりと目を通すというところまでまだいっていませんので、今後国のほうでどういった具体的なものを示してくるか。先ほど秋頃に説明会とお話ししましたけれども、そこでは国から一方的に説明するだけではなくて、そこで市町村からの意見等も聞きながら、来年施行になる4月に向けて、制度をまたいろいろ手直しなりしていくということが示されておりましたので、そういった今後の状況を見ながら、町としては当たっていくことになると考えております。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 3つの支援の事業の中で、町としてはこれまで何が欠けているというか、取り組んでいきたいというような事業はおありになりますか。相談についてはかなり丁寧にやってきたという、さっき答弁がありましたけれども、参加だとか、そのほかもう一つの事業について何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

相談という部分については、相談いただければ各課と連携しながら当たってきております。残りの2つです、参加支援、例えば本人の状態に合わせてながら就労支援だったりということになると、今はやはり相談に来られると、そういった就労関係だったり居住関係ということになるとこちらのほうから、就労だったらひと・しごと推進課のほうだったりとか、あと住居関係で住宅ということになると町民課だったり、そういった形でそちらにつなぐ、あるいは来てもらって話を一緒に聞くとか、そういう形で対応はしております。

これについて、例えば地域づくりに向けた支援ということで、こちらは地域における多世代の交流だったりとか活躍の機会ということになります。この辺についても、今、福祉課であればどうしても福祉関係とそれに関連するところの支援ということになってはいますが、これはまた新たな今回出てきた支援ということですので、これについては今後どのようにしていくかというのは検討が必要かなと思います。

いずれにしても、今後国で示す内容をよく見ながら、あとは他の自治体の状況等も見ながら検討していくことになると思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） この事業のモデルとなる大阪府豊中市では、8月1日に市長のリーダーシップで介護、障がい、生活困窮、子育て支援、生活保護、人権、住宅、教育委員会など、他機関連携体制を構築するためのプロジェクトチームを立ち上げ、準備しているとのことであり、この事業の実施には行政内部の関係各部署の連携体制が何よりも重要であり、そのためにトップのリーダーシップが不可欠です。町長のリーダーシップでこの事業に積極的に取り組み、コロナ禍にあっても誰一人置き去りにしないという姿勢を示すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまでも担当職員は誰一人取り残さないと、この法改正があるなしにかかわらず、そういった姿勢で大変丁寧に連携を取りながら対応してきております。私も大変職員の働きに感謝をしているところでございます。豊中市のように大きな市になりますと、なかなかそういった連携が取りづらいのだろうと思っておりますけれども、私があえて号令をかけなくても、うちの職員たちはしっかり連携を取りながらやっているということでございますので、国のこれからの詳しい情報等を受けて、それでもってどういった形で対応していくべきか、職員と一緒に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 一応連携を取りながらやっているということでもありますけれども、ただ、いろんな情報によりますと、いろんな事業を連携してやる場合でも、今度は会計検査の部分で引っかかったりするという、この事業の案分とか補助金とか交付金の、そういう問題もあって今回予算を一つにして一つの事業でできるようにするという考え方にも基づいているみたいですので、その辺も予算とか国の会計検査とかに引っかからない形で事業ができるようなことも考えていくべきだと僕は思います。

また、加美町はまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にSDGsの理念を取り入れていきます。共生社会づくりとSDGsに共通する視点は持続可能な社会、そこに住む人々が安心して暮らすことができる社会をつくり出すことだと思います。そのような視点からのこの重層的支援体制整備事業への評価といいますか、その辺、共通する部分をどのように認識されているか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員おっしゃるとおりでございます。我々もSDGsの理念に対して共生社会をつくっていかうということをまち・ひと・しごと創生総合戦略でうたっておりますので、まさにこの取り組みもその大きな流れの中で我々も位置づけて実施をしていきたいと思っておりますので、まだ詳細は明らかになっておりませんので、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 加美町の場合は、各部署が縦割りではばばらに事業を推進しているということではないと思いますけれども、この辺のばらばらに事務をしては地域づくりにつながる総合的な施策を推進することはなかなか難しいんだと思うんです。ですから、今回厚労省もしっかりこの体制をつくるのにやっぱり時間をかけて、それをつくる話し合いのプロセスが一番大事だと、町長が一方的に命令して指示してその事業をやるんじゃないかと、各部署のいろんな問題を全部吸い上げて、町民が何に困り何の解決に困っているのかというその辺の町民ニーズをしっかりすくい上げて、しっかり庁内で、行政内部で議論していただきたいと思いますが、その辺の今後の進め方といいますか、お願いしたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一條 寛議員がおっしゃることを基本だと思っておりますので、町民のニーズをしっかり把握した上で、国の情報収集にも努めながら、こういった体制でこういった形で進めていくべきなのか、今後、先ほど申し上げたように職員とともに意見を交わしながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） あと、行政の内部だけじゃなくて、これは民間の組織、団体とも連携を深めていかないとなかなかできない事業がいっぱいあると思います。そういう民間との連携を深めていくことによって、町全体で断らない包括的支援体制を構築することができ、地域におけるセーフティネットの充実が図られるんだと思いますけれども、この民間の事業者との連携、民間の協力の仰ぎ方とか、その辺についての考えをお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今現在も包括支援の枠組みの中で、医師会の先生方であったり、それか

ら介護施設の方であったり、知的障害の施設であったり、様々な方々と連携を取りながら進めております。これは色麻町も一緒になってやっておりますけれども、県からも大変加美町の取り組みは素晴らしいとおっしゃっていただいております、既にこういったことのベースはこれまで築いてきているんだろうと思っております。

今後ともそういった民間の施設、それから人材、そういった方々との連携を取りながら、包括的に支援ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） この事業の成否を左右するのは支援を担う人材だと思います。庁内の、要するに役場内の人材も含め、あと外部の人材育成も含め、この辺の処遇とかその辺の人材育成についてどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

以前、介護関係の人材育成ということでご質問いただいたこともありました。介護職に限らず、保健師だったり社会福祉士あるいは看護師、こういった専門職について非常に不足と申しますか、なかなか来ていただけないような状況があります。特に地方では、募集しても応募がないという状況があります。これについては、1自治体でどうこうというのはなかなか難しいということもございますので、国なり県なりに要請していく必要があるのかと思います。

今回の重層的な支援体制の資料の中に、国のほうでは、相談を一元的に受け付ける新たな部署の創設みたいな感じのイメージを受けるんですけれども、ただ、現在の市町村の人員体制、そういった状況を見ると、新たな部署をつくって人員を増やすというのはなかなか現実的ではないと。どうしても現状の人的、物的資源の中で対応していくしかないのかなということですが、それでもそれもなかなか大変厳しいものがありますので、そういった部分も含めて、今後どのように対応していくのがいいのか、取り組んでいくのがいいのか、そういうものも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） この事業に対して市町村に交付金が給付されるみたいですが、この辺は即事業をやるという状況ではないみたいなので、詳しくどのくらいの割合とかというのは当然調べていないかも分かりませんが、もしお分かりであれば、この事業に対する交

付金の割合とか率とかをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

国で示している資料の中に、そういった部分の資料もございました。例えば、相談支援に関する部分でいいますと、既存の相談の延長上ということもあるわけですが、介護分野ですと国が38.5%で県が19.25%だったり、あと障がいの分野では国50%で県が25%となっているんですけれども、恐らくこれは既存の補助率とそう変わらないんじゃないかと。それと、国の示す資料の中でこの事業に取り組むメリットということの中に、補助金の拡充という言葉はちょっと文言がなかったんですけれども、事務の簡素化ですとか、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり融通がある程度利くよくなると、そういった部分がメリットだということで書いてありましたので、恐らく既存の補助金とそんなに変わりはないのかと思っております。

あと一方、新規に出てきております参加支援事業だったりとかそういったものについてはまだ決まっていないようで、今後の調整となっております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） いずれにいたしましても、まだコロナ禍でなかなかこの事業の説明もきちっとされていないといいますか、情報が伝わっていないという状況のようでもありますけれども、しっかりこの重層的支援体制整備事業のどんなものに取り組めて、何が加美町にとって必要なかをしっかり議論していただき、そして一番は、住民のニーズに沿って、住民が安心してこの町でどんな困難があっても乗り越えていけるようなまちづくりを目指して取り組んでいただきたいことを要望して、1問目を終わります。

次に2問目に移ります。

液体ミルクの活用について。

平成31年3月に、国内で生産された乳児用液体ミルクが販売開始になりました。

液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯に溶かす必要がなく、開封して哺乳瓶に移し替えればすぐに赤ちゃんに与えることができます。

災害時における赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源としての活用が期待されます。また、平時でも、育児の手間の軽減、男性の育児参加を促進する効果も期待されます。

液体ミルクの有用性についてどのように捉えているか、お伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。



○町長（猪股洋文君） 乳児用液体ミルクについてでございますが、議員のおっしゃるとおりだと思っております。大変有用性の高い物だと思っております。

この乳児用液体ミルクは、25度程度の常温であれば、缶入りで1年間、そして紙パックの物でも6か月間保存ができるということになっております。さらに、粉ミルクのように濃度や温度の調整なども必要ございません。必要なときにそのまま飲ませることができるということで、授乳時の負担軽減、それから安全面でのメリットなどがあると認識をしております。特に、やはり災害時の避難所において水や燃料が確保できないときの備えとして大変有効であろうと思っております。

国では、母乳の代替食品となる粉ミルクに加え、液体ミルクの備蓄も推奨をしております。町でも、災害用備蓄品として、福祉避難所に乳児用の液体ミルクを配備しているところでございます。

また、災害時以外でも、夜間や共働きで時間に余裕がないとき、親の体調が優れないときなども、簡便かつ安全に授乳が行えるというメリットもあります。

そういったことから、今後一層この液体のミルクの普及が進むのではないかと考えております。近年、核家族、それから共働きが一般的になってきておりますので、子育ての夫婦分担が進む中、この授乳の負担軽減を通して、いわゆるイクメンというものも定着していくんだらうと思っておりますので、そういった面での有用性というものもあるだらうと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 先に、災害発生時の乳児の安全を守るために、乳児の生活必需品として加美町では何をどの程度備蓄されているか、お伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

乳児ということでございます。発育、成長には差がありますが、おおむねゼロ歳児までということで考えでございます。

備蓄の状況でございますが、危機管理室といたしましては、紙おむつを約1,000枚、それから、ただいまご質問にありましたとおり、食品といたしまして液体ミルク、粉ミルク、あと一部離乳食もございますが、約60食分を非常時に備えて備蓄している状況でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 以前の熊本の地震とか、北海道の胆振東部地震の際に、国内産ではないと思います、フィンランドからの輸入品だと思いますけれども、液体ミルクが援助品として届いたとき、余り利用されなかったという状況があったみたいです。かなり時代というか年月がたったので変わっているかも分かりませんが、やっぱり液体ミルクに対する正しい知識がないことによって生じる液体ミルクを使用することへの抵抗や不安を解消するため、液体ミルクを乳児検診や防災訓練で使用することによって使い慣れていただき、正しい知識が得られるような情報発信をする考えについてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

液体ミルクの認知度ということなんですけれども、私も今回初めてそういった物が解禁になったということが分かりまして、一般にこういう物が知れ渡っているのかなということで保健師に尋ねてみました。そうすると保健師からは、もうお母さん方、ママさんたちのほうがずっと情報が早いですよと、知っていますよというようなことを言われました。

先ほど危機管理室長から備蓄の内容をお話ししまして、液体ミルクは福祉避難所等でも、あと保健福祉課でもある程度備蓄しております。そんな量ではないんですけれども。それについて、当然期限が来ますので、そういった期限が間近になりました物については、乳幼児健診だったりそういったところで活用しているという状況です。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

災害等にも、やはり今後もそういったことで備蓄というものは当然考えてまいります。防災訓練等の場においても、使用なりPRというものもございますので、当然我々一般、ご高齢者の皆様に限らず、要配慮者ということで当然小さなお子様方もありますので、その辺の訓練の体制につきましてもこういった食料も含めまして考えていきたいと思っておりますし、当然今ある普通の備蓄食料につきましても、3年から5年ということでもありますけれども、それも各行政区の皆様に、非常時の際、有事の際はこういう物が配られますよということで、期限が迫った物については当然お配りしてご試食いただいておりますので、全くお子様に関してもそれと同じ考えだと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 昨年10月に、内閣府から全国の各自治体に向けて災害時における授乳の支援及び母子に必要な物資の備蓄及び活用についてという文書が発信されていると思いますが、その内容をお伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいまのご質問のとおり、昨年10月に内閣府並びに厚生労働省の子ども関係の部局より、備蓄の活用ということで文書が届いております。当然いろいろ、お湯を作らなくても済んだり、そういったことですぐに飲めるということですので当然でございます。

あと、国からの紹介の中では、ローリングストックということで、通常使っている部分にもこういった備蓄品も含めて、常に使いながらどんどん回していくという手法も紹介されておりますので、その辺について出てきているという内容でございます。その内容につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 今答弁の中でローリングストックというお話がありました。町で今60食分の液体ミルクを備蓄しているということでありましてけれども、中新田保育所とか各こども園とかにローリングストックという形で、使いながら備蓄するという形で、もう少し備蓄量を増やすことはできないのかどうか、その辺検討されているかどうか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

当製品ができて約1年以上たっているんですけども、やはりそういったほかからもPRですとか、あと保健師さんもこういった製品がいいよということで、危機管理室にもいろいろ紹介が来ております。当然災害の規模にもよるので幾らというのはちょっと分かりませんし、あと、先ほどのローリングストックというのも検討していくのであれば、ちょっと今のところすぐというのはまだはっきりは分からないんですが、今おっしゃったとおり、備蓄数量につきましてはもっと購入するような方向で、あと、先ほどもお話ししましたとおり乳幼児健診なり、あるいはこども園、保育所、小規模保育所等々にお配りして、ご試食いただくというのも可能だと思いますので、PRにもなりますので、その辺福祉課あるいは子育て支援室とも協議をしながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 一條 寛君。

○11番（一條 寛君） 町で備蓄するとともに乳児のいる家庭に対しても、各家庭で備蓄をすることも災害時に備えて必要なのではないかと思いますけれども、その辺を啓発するお考えはなにかどうか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

これも先ほどと関連するんですが、これまでもよくご家庭で災害用品の持ち出し袋なりそういった面、もうしばらく前からPRしてございます。そういった中でも、こういった乳幼児のいるご家庭の皆様に対しましての配備品、常時、非常時に備えての備蓄なりそういった物も加えていただくといいますか、そういったものもしていただけるような方向で、何らかの形で周知したいと考えております。当然こちらで備蓄をするのも当然なんですけど、ただ、基本的に何らかの避難というときには、自分のいろんな身の回りの物、あるいはちょっとした食料品とかはやはり持ってきていただくというのが今の基本になっておりますので、そういった関係もございまして、何らかの形で周知していきたいと思っております。

以上です。（「どうもありがとうございました。以上で終わります」の声あり）

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、11番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。午後1時55分までといたします。

午後1時42分 休憩

---

午後1時55分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、1番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 味上庄一郎君 登壇〕

○1番（味上庄一郎君） それでは質問に入りますけれども、今回このようなすばらしいシールドを設置していただきまして、自席から見ますと、時折議長や町長、教育長が光の関係で輝いて見えております。製作していただいた総務課の職員の皆様、本当に感謝申し上げます。課長、ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大綱1問でございます。

町の課題についてということで、いまだに新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、地方創生臨時交付金を活用した様々な対策や施策が講じられております。そうした中で、ここ数年間据え置かれたように見える町の問題、課題について、以下の点についてお伺いをいたします。

まず1点目。旧田代放牧場の一時保管汚染牧草について。

すき込みや堆肥化は地域住民の反対にあつて説明会すら行えない状況で、広域での焼却は選択肢としてさえないと。今後の具体的な方向性を示さないと、町民、特に地域住民においては納得しないのではないかと思います。町長の所見をお伺いいたします。

2番目といたしまして、孫沢地区公衆用道路問題について。

平成28年6月に問題が発覚して以来、当初は「問題ない」としておりました。旧農地法第74条の2に基づく譲与通知書の発見により非を認めましたけれども、いまだに原状回復されないのはなぜか。町の責任において行動しないのは、何か特別な理由があるのか、お伺いいたします。

3点目について、中新田公民館建設についてでございます。

当初、私もこの建設については賛成の立場でございました。しかし、ここ数年の財政状況、特に一般会計の単年度収支、実質単年度収支もそうでございますが、数年間赤字となっております。現状の財政状況で本当に建設は必要なのか、できるのかということ。

仮に建てるとして、建物自体の床面積が2階建てである既存の公民館と同じであるとしております。にもかかわらず平屋建てで新築されるということで、当然、駐車台数が減少すると思われれます。同じ台数が確保できるとするこれまでの答弁には、私としましては納得できない部分がありますので、お伺いいたします。

さらに、既存の現在の公民館、これの耐震強度についてお伺いをいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、味上庄一郎議員のご質問3点について、順を追って答弁をさせていただきます。

まず最初の、旧田代旧放牧場の一時保管利用自粛牧草の件でございます。

令和元年度より、本格的なすき込みによる利用自粛牧草の減容化を予定しておりましたが、実施するに当たりまして開催した地域住民の皆様への説明会において、地域住民の皆様より健

康や土壌、河川への影響を危惧するご意見、反対意見を頂戴しましたので、事業を延期することになりました。

令和2年度に放射性物質に関する勉強会を開催し、町民の皆様と一緒に放射性物質について理解をします。そして、日頃不安としていた事案が少しでも解決できるようにしていきたいと考えております。説明会というよりは、専門家の先生方をお迎えして一緒に勉強していくと。むやみに恐れることではなくて、放射性物質がどういったものなのか、どういった影響があり得るのかということも含めて、しっかり一緒に勉強していくと。そして、その上で一緒に実証事業をやっていくというそういう姿勢で臨みたいと思っておりましたが、このコロナの関係で、その勉強会を8月に設定しましたが、延期せざるを得なくなりまして、現在検討をしているところでございます。

このすき込みにおきましては、先ほども三浦 進議員のときにもご紹介したように、多くの自治体あるいは圏域ですき込みが既に始まっておりますので、町としましてもぜひこのすき込みによりまして減容化をしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の、孫沢地区の公衆用道路のご質問でございます。

こちらにつきましても、先ほど三浦議員のご質問にお答えさせていただいたとおりでございます。この平成30年9月に譲与通知書が発見され、私どももそれまではその通知書が発見されていなかったものですから、十分理解をしていなかったんですが、我々の解釈が誤っていたということに気づいたところでございます。

そういった中で、この問題については、国や県とも何度も協議を行う中で2つの方策が示されております。

1つは、本件公衆用道路を国へ返還するという事です。その場合には、擁壁の撤去、土砂崩落防止措置、1筆全体の境界線の確認を行う必要があるということでございます。ただ、この工場用地内を走っています公衆用道路、こちらを原状回復とした場合に、この土地はこれまでのように工場用地として使うことは大変難しくなってくる。土地の価値が余り価値のない土地になっていくんだろうと思っておりますし、また、この道路を造る際には擁壁を撤去しなければならなくなりますから、あの擁壁は、聞くところによりますと、隣接する隣地の所有者からの要望があって、土砂が流入しないようにということで設置されたとも聞いておりますので、原状回復となった場合には、この擁壁を撤去せざるを得なくなりますから、今度は新たに土砂の隣地への流入あるいは崩落という問題が出てきますので、なかなかこれはいろんな問題が、問題は必ずしも解決につながるものでもないという感じも受けております。

2つ目は、引き続き町において公衆用道路として管理していく場合がございます。その場合は、周辺住民の意向を踏まえた上で代替道路を整備して用途廃止するなど、道路としての通行を可能とするための措置を、管理者である町の責任において行うことが必要であると示されております。3メートルなり4メートルなりの代替道路を造ることによって、工場用地内の公衆用道路は用途廃止することができますので、これまでどおり一体として工場用地として使っていくことができるんだらうと。さらには、隣地所有者の通行の便益も図ることができるんだらうと考えているところでございます。

町としましては、そういった国、県からの方策も示されましたので、以後、町として引き続き町の公衆用道路として管理していくべく、どのような形で通行可能とすることがよろしいのか検討してまいりたいところでございます。

平成31年3月に隣接地権者4名と現地の立会いを行い、今後の進め方について意見を求めました。そうしたところ、4名のうち3名の方からは、口頭ではありますけれども、代替道路でよいのではないかといった意向をいただいたところでございます。1名の方は原状回復を望まれたということでございます。そういった経緯から、町としては代替道路を整備し、道路としての通行を可能とすることが周辺住民を含む皆にとってよいことではないかと考えて、これまで進めてまいったところでございます。

このことについては国、県と協議をしまして、周辺住民の同意を得た上での代替道路の整備については進めることのご了解をいただいております。また、代替道路の整備については、工場用地所有者からも同じく理解を得ておるところでございます。

以降、原状回復を望まれた地権者とこれまで何度も、先ほども説明しましたように協議を重ねてまいりましたが、現在のところ合意には至っていないというところでございます。ですから、繰り返しになりますけれども、原状回復というのもこの違法状態を是正する一つの方策でありますけれども、この代替道路の整備というのも実はもう一つのこの問題を解決する方法でもありますので、ぜひそういった形で進めていくことが一番よろしいのではないだろうかと考えているところでございます。

今後、そういった代替道路の整備と併せて原状回復というのももう一つの解決する方策でもありますので、検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目の、公民館建設についてでございます。

議員ご指摘のとおり、町の財政状況は大変厳しい状況にあります。この原因といいますか理

由は、やはり一本算定でございます。何度も申し上げておりますように、激変緩和措置になりましてから、11年目から5年間で地方交付税が14億円減っております。なかなかこの14億円を削減するということは至難の業でございまして、毎年、財政健全化に向けた努力はしておりますけれども、なかなか大幅な歳出削減には至っていない状況でございます。合併前3町から引き継いだものも数多くありますので、そう簡単にすぐに歳出削減ができるという状況ではない中で、どうしてもこの普通会計の実質収支につきましても、単年度の収支につきましても、2億4,987万1,000円、昨年度に引き続き赤字となっているところでございます。

また、財政調整基金からの繰入れを除いた実質単年度収支につきましては、9億3,821万2,000円の赤字となっております。赤字の要因としては、先ほど申し上げたとおりでございます。

そういったことから、歳入歳出にわたる行財政改革の推進による財源不足を縮減することが喫緊の課題となっております。今年度から行財政改革推進係も創設をしまして、今非常に熱心に職員に取り組んでいただいているところでございます。

こういった財政が厳しい中でも公民館を造る必要があるのかというご質問だと思っています。こういった財政状況の中におきましても、やはり老朽化したインフラや公共施設の維持更新というものは、どこの地方行政でも抱えている共通の課題でありますけれども、持続可能なまちづくりに向けて、事業の取捨選択を行いながら公共施設の維持更新に努めていく必要があると考えています。

中新田の公民館であります。これは中新田地区の生涯学習の拠点施設でございます。ご承知のとおり大変老朽化が進んでおります。築47年になります。そういったことから、利用者のニーズなどを勘案しますと、更新の時期であると判断しております。この更新には、新築という考え方、それから大規模改修という考え方があるかと思いますが、新築に比べて大規模改修でも事業費は約75%かかります。新築の場合ですと60年間使用可能ですが、大規模改修ですと75%の費用をかけても30年以内には新築をしなければならなくなります。そういったトータルコスト、ライフサイクルコストを考えた場合に、これまでも議会において何度も何度も担当課も丁寧に説明をしまいましたが、この事業を進めるべきであると判断をしているところでございます。

なお、今年度の予算編成におきましては、起債総額の抑制と将来的な負担平準の観点から、予算計上を見送りいたしました。ご承知のとおり今年度は学校トイレ改修事業、それから平成2年度に繰越事業となりましたGIGAスクール構想に基づく小中学校校内通信ネットワーク



事業など、国の補助事業を優先したためでございます。令和3年度に計画しております中新田公民館建設事業につきましては、これも繰り返しになりますけれども、6億6,392万8,000円、その財源としまして起債、合併特例債6億1,450万円、そして文化振興基金からの繰入れを1,700万円、そして一般財源として3,242万8,000円を見込んでいるところでございます。

予算編成におきましては、地方債発行の抑制並びに将来負担の平準化のための起債総額の調整、また、一般財源確保に向けた事業の取捨選択を行い、事業予算を来年度確保してまいりたいと考えております。その点をご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、中新田公民館建設について、特に駐車場の台数確保についてお答えいたします。

本館を整備するに当たりまして町が最も重要視しましたのは、町民目線の建物であるということであります。町民が必要とすることを聞き、話し合い、未来を見据えた公民館整備という目標に向かって、関係各所一丸となって進んでまいりました。その経緯につきましては議員ご承知のことと思っております。

議員ご指摘の現施設と同床面積の平屋建てを建てることにより駐車可能台数が減少することについてであります。既存の駐車台数436台を基本に、同じ台数を保ちつつ、建設を進める予定であります。これまでも説明しておりますが、建設予定地の敷地は3,000平方メートル、駐車台数は126台になります。一方、現公民館の敷地につきましては、3,800平方メートルということで、敷地内には公民館のほかにも物産館、ポンプ小屋、倉庫、ログハウス、延べ1,944平方メートルの建物が立ち並んでおります。この敷地を駐車場に整備いたしますと133台が駐車可能となり、建設予定地の駐車台数を上回ります。また、敷地内駐車場につきましては、現公民館が18台、新公民館は13台で計画しておりますので、既存の駐車台数を保つことができると思っております。

なお、現公民館敷地の駐車場整備の詳細につきましては、これから検討してまいります。

次に、同程度の床面積と平屋建てにした理由を簡単に述べさせていただきます。

まず、現施設と同程度の床面積としましたのは、平成28年の利用者アンケートにおきまして、現公民館の部屋数と広さ、これに約7割の方が満足していることによります。また、平屋にしたことにより、子どもや高齢者が利用しやすく、バリアフリーであることと同時に、四方に通

じる通路により全ての部屋に風が通り抜けるようになります。これは、今、懸念されているコロナ禍の対策にもつながる造りであると再認識しているところであります。

また、建設場所を体育館東側としましたのは、全体コストの削減が挙げられます。これは、用地買収することなく新公民館の建設費のみとなること、また、整地後すぐに工事に着工でき、工事中も現公民館を使えるという大きなメリットがあることから、建設場所として選定しております。

今まで説明した計画で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、耐震強度についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現在の中新田公民館は昭和48年建設でございますので、築47年の鉄筋コンクリート建てでございます。施設の耐震診断については、平成21年度、築36年経過した時点で実施しております。耐震判定指数は、0.7に対して、1階の東西方向、これが1.110、1階の南北方向1.378、2階の東西方向1.170、2階の南北方向1.793ということで、耐震診断の結果、X方向、Y方向といたしますけれども、全階で耐震判定指数を満足しているという結果でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それでは順番に再質問させていただきます。

まず、汚染牧草に関してですが、三浦 進議員の答弁にもございました。それから、今朝ほど汚染牧草の特別委員会委員長からも報告がありました勉強会についてなんですが、8月に予定していたものが今回コロナの影響でできなかったということなんですが、その際の有識者のメンバーというのはどういった方々になったんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

8月に勉強会を予定しておりました。そのときに講師として、東北大学理学研究科の地学を専攻しております名誉教授の大槻教授、あと同じく東北大学でございますが、農学博士の南條先生、あともうお一方、同じく東北大学医学博士の福本先生の3名を一応予定しておりました。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） なぜこのような質問をしたかといいますと、すき込みとかそちらのほうに理解を求めるためだけの勉強会ではちょっと片手落ちかなと感じているんです。健康への影響や農地、河川への影響だけでなく、この処理の方法、焼却についても、焼却のメリット、デメリット、こういったことも含んだ総合的な勉強会にすべきと思うんですけども、これについてどう思われますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 三浦進議員にもお答えしたように、議会の特別委員会の報告を受けてすき込みを是とするという報告を受けて、我々はすき込みの方法で、これまで町民にも表明し取り組んでまいっております。議員の皆さん方にもご説明をし、ご了解をいただいて予算もつけていただいておりますので、やはりこれはまずはこの400ベクレル以下の、これは大崎もそうですけれども、400ベクレル以下はすき込むという方針でほとんどのところが進んでいますので、やはりまずは400ベクレル以下のすき込みを実施していくということが大事だと思っておりますので、その際の農地への影響、水への影響あるいは健康への影響、そういったことを専門の先生方に中立の立場でお話をお伺いする、あるいは皆さん方が何なりと先生方に疑問をぶつけていただいて、そして共通理解をした上で事業を進めていくということが肝要だろうと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） すき込みについての勉強会だということでありましょうけれども、やはりこの処理についてはみんなで議論をしなければならないと思っています。これだけ6月の定例会からも、以前の定例会からも、焼却してほしいという議論も高まっているわけですから、そういったところもぜひ検討していただきたいと思います。

町長は焼却処理自体に異を唱えているように何か思われるんですけども、大崎広域行政事務組合の副管理者という立場では焼却処理には賛成していると思います。加美町や色麻町の処理についても、管理者であります大崎市長や他の町長らと焼却について検討すべきと私は思うんですけども、いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、焼却に反対と述べているわけではありません。これは大崎広域管理者、副管理者、全体の一致した意見として、現在焼却を行っているという

ことでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、実は最終処分場の耕地を抱えている自治体は、どこも焼却という選択をしておりません。

きのう、環境省からファクスがありまして、厳密に言えば東北地方環境事務所からファクスがありまして、今日の1時から田代岳を見たいということで、今来ているはずですが。残念ながら私は対応できないんですけれども。本省からも2人来ています。環境省特定廃棄物対策担当参事官室という、まさに指定廃棄物最終処分場を担当するところから2名来ています。あとは東北地方環境事務所から4名来ています。一時保管場所と、それから田代の予定地を見たいということで来ています。ですから、三浦議員にもお答えしたように、環境省は諦めていないということなんです。いまだにここを含め3候補地が最終処分場の候補地であるということなんです。ですから、ほかの2地域も焼却という選択はしていないんです。これは誤ったメッセージを発するおそれがあります。

ですから、一番大事なことは、田代に指定廃棄物最終処分場を何としてもつくらせないということだと思っております。ですからそのことを我々は念頭に置いた上で、じゃあ加美町でこういった8,000ベクレル以下の物の処理をしていくかというふうな、全体の中で考えていかなければならないのだろうと思っておりますのでございます。

意図ははっきり分かりませんが、これが事実でございますので、ご紹介させていただきました。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） なぜそのことを今ここで報告されるのか、ちょっと理解できないんですけれども、結局そうやって環境省、田代岳、それから一時保管しているところを見たいということ。つまり、この一時保管が呼び水になっているということも言えるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一時保管については、実は環境省は全くタッチしておりません。これは町が東電と交渉して、東電の賠償によって進めている事業ですので、本来、環境省がここを視察する理由はないんです。そう考えますと、目的はやはり指定廃棄物最終処分場候補地を見るということだと思っております。ここにも、一部の人間は中も見ますと書いていますから。本来、白紙撤回であれば必要ないことなんです。ですから、我々はこの現実をきちっと受け止めなければいけない、理解しなければならない。ですから、そのことと8,000ベクレル以下の処理と

いうものも密接に私は関係していると思っていますから、安易に町が焼却処分をすると言うべきではないだろうと私は思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） そういったことには、嚴重に關係省庁に抗議するべきではないかと思ひます。ぜひ町長、町長名で抗議してください。

以前に焼却について質問した際に町長は、焼却施設が町にあれば焼却もできると答弁しております。そこで、木伏工業団地にある今は使っていない焼却炉がありますけれども、これは大崎広域の持ち物であると言われればそれまでなんですけれども、この焼却炉を修復するという事は検討できないものか。そして、それに伴ってその財政については国の補助なりそういった財源を利用できないものなのか。こういったことをぜひ組合内で検討できないものかということをお伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 理論的には可能だということです。ただ、現実には、そこは何度も洪水、水をかぶっておりますから、改修して使える焼却施設ではございません。ですから、仮に町内で焼却をするとなった場合には、新たな焼却施設の建設が必要になってくるだろうと。

それからもう一つは、やはり最終処分場の問題です。今、三本木が最終処分場でありますけれども、焼却をした灰は最終処分場に運ばなければならない。三本木の方々の了解をもらうということも出てくるでしょう。また、これは当然加美町だけで進めることができる事業ではありません。色麻町なり隣接する自治体の理解というものも、当然これは必要になってくるでしょう。これは非常に私は困難な、理論的にはできるかもしれませんが、困難なことだろうと思っています。

それからもう一つ、これは繰り返しになりますけれども、加美町がたとえ8,000ベクレル以下であろうとも、焼却をするということを安易に私は口にするべきではないだろうと。そのことが誤ったメッセージとして環境省に伝わる可能性が私はあると思っています。ですから、栗原市についてもなかなか動いておりません、堆肥化。しかしながら、だからといって焼却という選択はしていない。黒川圏域についても、焼却は選択しない。農地還元を選択すると、すき込みをしていくということを明言しておりますので、やはり両地域ともそういったことを念頭においての取り組みなんだろうと思っています。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 繰り返しになることになるんですけども、町長にお願いします。何とか大崎市長をはじめとする大崎広域の町長の方々と、焼却という言葉が言えないということではなく、やはり加美町のものも色麻町のものも何とか少しずつでもいいから処理できないものか、同じテーブルで検討をするということが大事だと思いますので、これはお約束できませんか、町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何度も申し上げますように、誤ったメッセージを私は環境省に発するべきじゃないと思っております。

皆さん、すき込みについてご理解いただければ、焼却より早く処理ができます。焼却については先ほど申し上げましたように、大崎広域の焼却炉を使うならば7年、今の大崎市、美里町、涌谷町だけで7年かかります。加美町もとなりますとこれは大変な、10年では終わりません。加美町の中に新たな焼却炉を造るということは、これは私はほぼ不可能だと思っております。

しかしながらすき込みに関して言えば、先ほど私は三浦 進議員にちょっと間違ったデータをお話ししましたけれども、28.2%が400ベクレル以下なんです。それから国では、8,000ベクレル以下は農地所有者がその採草した牧場に還元できると言っております。これをやりますと、実はほとんどの物をすき込みで処分できるんです。さらに、農家が保管している物の97%が実は2,000ベクレル以下です。町全体としても1,000ベクレル以下が79.3%あるんです。1,000ベクレルというと、実は国際基準では食品の基準が1,000ベクレルなんです。ですから、農水省のガイドラインに従ってすき込み処理をすれば、かなりの物が実はすき込みで処理ができるんです。早くできます、焼却よりも。

ですから、そういったこともやっぱりきちっと理解していただいた上で処理をしていくということ、冷静にこれは処理をしていくということが私は早期に処理できる方法だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほど三浦 進議員の答弁にもありましたけれども、あくまで一時保管というのは一時保管であって、仮置きなんです。管理が徹底しているとか濃度が低くなっているとかそういう理由で、このことを正当化しているように感じてならないです。ぜひ町長、この問題の処理する方法をもう一度、タイムスケジュールも含めて、町民に向けて明確に示し

ていただきたいと思います。どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、今年度中に先生方の日程調整をした上で勉強会を開催させていただきたいと思います。その上で、現在予定しております町有地に鹿原の牧草を、まずはすき込みを行いたいと思っております。しっかりと土壌、そして空間線量あるいは水質検査を行いまして、これまで実は平成29年度、平成30年度と2か年にわたって実証事業を行っているんです。さらに今度は3度目なんです。さらに町として実証事業をして、影響のないことを確かめた上で、各農家さんにもそれぞれの農地にすき込みをしていただきたいと思っております。費用については全額、これは東電補償になります。さらに、田代にあります400ベクレル以下の物についても、これについては町有地への還元、すき込みというものを順次進めていきたいと思っております。そのことによって80%の物は確実に私はすき込みができると思っております。そういった方向性で取り組んでいく必要があるんだろうと思っております。

あくまでも一時仮置きですから、あそこに建屋を建てて恒久的に保管するとなれば、これは別ですけども、あのような風の強い場所ですから、私はそういった、あそこに建屋を建てて恒久保管するというのは、場所としてふさわしくないだろうと思っておりますので、仮にそういうことになったとしてもあの場所ではないだろうと思っております。ただ、それにしても量が量ですから、やはり減容化して行って、最後にどうしても処理ができない物については、農水省の補助事業を使って建屋を建てて一時保管ということも、以前に猪股俊一議員からご提案ありましたけれども、そういったことも将来的には考えていく必要があるだろうと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） やはりこの問題は、すき込みについて地域住民の理解が得られるかということが非常に焦点になってきていると思いますが、今の現状では、やはり理解が得られるということは難しいんだろうと思っております。町長の英断がなければ、この問題は半永久的に解決できないんじゃないかと感じました。

次に、孫沢地区の公衆用道路についてなんですが、私は三浦 進議員ほど詳しく詳細を勉強しているわけではありません。特に法律問題に関してははずぶの素人でありますので、客観的に町民目線で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この問題を整理するために改めてお聞きしますけれども、合併前の旧宮崎町時代から

今日までの経緯について、主張している町民にも分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

これまでの経緯ということでございます。

当該孫沢地区の公衆用道路の部分に係るものでございますが、当該地付近においては、旧宮崎町で昭和51年に宮崎町農村地域工業導入実施計画を策定している経緯がございます。それが昭和52年に一部変更し、平成7年にも一部変更されてきたという経緯がございます。また、工場用地の関係でございますが、今、工場用地となっている付近は当時畑等ございました。その部分を、農工法の工業団地に基づいて、昭和53年12月に最初の工場が所有権を取得しているというような状況がございます。そうした中で、企業は何度か代わっておりますが、現在の工場用地所有者が引き継いでいるというような状況で、その土地が今回の公衆用道路に重なる部分になっているというような状況でございます。

そうした中で、工場のほうは、はっきり分かりませんが、平成20年ぐらいに操業停止をしているような状況がございまして、そうした中で、ずっとその土地については工場用地の敷地というような形で、一体的にそのままになってきている状況があったというところでございます。

そうした中で、平成28年8月に、町が申請に基づいて占用許可を出したということから、今回いろんな形になってきているということでございます。

先ほどもお話ししましたが、そのことが平成30年9月に譲与の通知書を発見したということで、そのことで旧農地法第74条の2で、町が譲与を受けた土地について第三者に権利の一部を許可したというようなこと等については違反をしているというような指摘を受けましたので、その際、農政局、県等の指導によりまして、まずは占用許可は撤去すべきであると。その上で、譲与の条件に違反をしている場合については、基本的には返還となるというようなことがございましたが、ただ、町が道路として管理をする場合においては原状復帰をして管理をする、あるいは関係する所有者の皆さんのご理解をいただけるのであれば、代替道路というような形で交換をして整備をするというようなことも可能であるというようなお話をいただいて、これまでいろいろ協議を進めさせていただいたというようなことでございます。

隣接する土地の所有者の方は、基本的には今も原状復帰を望んでいらっしゃるということで、現在の工場用地の所有者は代替道路とした上で、工場用地が分断されない形でできれば使いたいという意向を示されておまして、そういった部分で今回譲与の条件に違反をして



いるという部分がございますので、その部分を是正するためにも、できれば双方の方に納得いただけるような形で町としては解決できればというようなことで、いろいろご協議をさせていただいているところでございます。なかなか時間を要しているという点については申し訳なく思っております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほど町長の答弁で、もともと擁壁がされたとき、擁壁を施されたときには地権者からの要望があったと。崩れてくるからという要望があつて擁壁を造ったということが、私も今回初めてそのことを聞いたんですけれども。それからまた4名のうち3名は代替道路で了解しているという、今お話がありましたけれども、今回この問題に関わる地権者は、請願書も上がってきていましたけれども、地権者はお一人の方。ほかの代替道路でも了解しているという地権者の方は、要はその道路を原状回復あるいは代替道路、このことについて、ほかの3名の方というのは了承しており、この問題については争わないというか、町に対して要望はしないという認識でよろしいですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その3名の方々からは、町に対して苦情とか要望というのは来ていません。あくまでもお一人の方なんです。ですから、この原状復帰というのは原則に基づけば原状回復をして、工場内を通っている公衆用道路を通れるようにすると。通れるようにといつても、先ほど申し上げたように、もともとがあぜ道ですから、そういった形にしていくという方法。それから、代替道路を造って、その地権者の土地に、隣地に行けるように3メートルなり4メートルの道路を造るという方法。そうするとこちらは用途廃止ができますから、これまで同様一体として工業用地を使えるということになります。ですから、こうすることで誰も不利益を被らないんです。隣地地権者も、原状回復しても、さっき言ったようにあぜ道、リアカーが通るぐらいの道路にしかこれは原状回復しませんから、それよりは3メートル、4メートルの、自由に車で行ける代替道路を造ったほうが、隣地所有者にとっても利便性が高まるはずでございます。それから、工場用地所有者にとっても一体として使えるということでございます。

ですから、そういった方法が皆さんにとっていいんだろうと町では考えておりますので、ぜひそういった方向で同じテーブルに着いて話し合いをしましょうということ、これは文書でも、それから口頭でも何度か申し上げているところでございます。実際、その隣地所有者が出

している、道路は何のため、誰のためというものにも、先ほども紹介したように、実は①はかつてのように道路を通行可能な状態にすることと、そして②として原状復帰が困難か不可能な場合は、双方で他の解決策を検討することと記載されているんです。ですから、①が無理なら、なかなか、②についても一緒に検討しましょうということと呼びかけてはいるんですが、なかなかそれが実現できないでいるということなんです。これが実現して代替道路でいいとお一人の方がなれば、この問題は早期に解決するんだろうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほど町長が、ほかの方からの意思表示はない的なことがありましたが、平成29年11月の時点で、隣接する地権者の方4名から公道の使用についてという形で文書は頂いていたところでございます。ただ、その後、平成31年3月にその方たちと現地で現状を見ながらお会いをした際に、こういう状況の中であれば原状回復でもいいのではないかというようなお話は、口頭でしたが、いただいたという状況でございました。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほど総務課長からあった、工場用地として認可するときの条件、2回ほど変更があったということでしたが、そもそもこの条件というもの、それからその変更になった内容というのはどういうことですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほどお話ししましたが、昭和51年に計画を策定しまして、昭和52年に計画の変更をしております。その際については、西側の、あの地域からもう少し奥に行ったところに西原工業団地というところがございまして、そちらを追加したという経緯と、あと当該孫沢団地については一部縮小をしたというようなことがございます。平成7年においても孫沢団地の部分で一部計画を縮小しているというような、そういった経過をたどっているようでございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 原状回復するための工事としましては、具体的にどういった内容で行えば原状回復できるのでしょうか。工事方法とかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

原状回復というところの中では、どこが一番の元の状態だという部分についてはっきりした部分というのが分かっていない部分もあるのではないかと考えております。今は擁壁が立っている状態でございますので、元の状態というのがどの状態かというのを基本的にお互いに協議をしながら、前の状態というところに近い状態に、それらについても協議をしながら、どういう状態に戻すんだということについては、協議をしながら進めていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） いずれにしましても、三浦 進議員の指摘では、様々な法律違反というものが指摘されております。旧農地法第74条の2に、これに違反するという認識はおありなんだと思いますので、旧宮崎町時代のことだからという理屈は通らないと思うんです。ですから、実際に迷惑している地権者がいる以上、町長からもありましたように双方が納得することでありませうけれども、実際町民が困っているということでありませうので、行政としてやはり工場用地、所有者に対して原状回復ということを要請するというのが、これは当然じゃないかと思っておりますので、早期にこの問題が解決するように、もっともっと歩み寄って努力をしていただきたいと思っております。

次に、公民館について伺います。

先ほどの答弁で、普通交付税の一本算定はということで減額されていると。これについては当初から分かっていたことでありませうし、財源不足というのは予測できたはずであります。特に危惧しているのは、経常収支比率95.1%なんですけれども、この数値の要因についてどうにお考えですか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

この財政状況の中で経常収支比率の伸びが年々増加してございます。令和元年度の比率が95.1%と前年度から1.8ポイント増加してございます。要因といたしましては、算定の分母予想につきましては、先ほど町長が答弁した内容とおおり普通交付税が一本算定移行に伴いまして減少したと。さらには分子の要素でございますが、扶助費の中で障害者自立支援給付費等が増加したということで、1.8ポイントが上昇したという要因になってございます。

この経常収支比率が増加しているということは、財政の硬直化が示されます。こうした中で財政の健全化が重要な課題となってございます。行財政改革に着実に取り組む必要があると認

識してございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） やはりそういったことが様々考えられる現在の状況であります。これはあくまで予測でありますけれども、中新田公民館を建設、今回は債務負担行為ですけれども、実質単年度収支と財政調整基金残高、これは令和2年度末でどのぐらいになると予測されますか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

まず、財政調整基金の今後の予測ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）令和元年の繰越しにつきましては22億円ほどございました。今年度の繰入額ということで6億円を予想してございます。さらに、今年度繰越しが1億5,000万円ということで、最終的には令和2年度末で17億5,000万円ということの予想でございます。

ただ、今年はいったいコロナ関係、そしてこれから台風等のシーズンもございまして。災害がどのぐらい発生するか、これによっても心配される要因ではございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） これだけ財政が厳しいということは明らかであります。そういったところでこの質問をさせていただいているわけですが、教育長からも建設については答弁ございましたので、今度は防災上の観点から公民館について質問させていただきますが、この今回配られました加美町防災マップ。これによりますと、先ほどの教育長の答弁は使い勝手だったり、そういった今までの公民館よりももっと使い度がある公民館にするということでもありますけれども、この防災マップでは指定避難所になっているわけです。この建てる建設予定地、あの周辺一帯を含めてですが、洪水災害が発生した場合、50センチから3メートルの浸水区域となっております。この防災マップ上の区域から見た指定避難所としての建物は公民館として適切かどうか、伺いたします。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

防災の面ということで、1,000年に一回の洪水ということで、50センチから3メートルの洪水を一応想定はしております。ただ、今度の公民館に関しては補助避難所になっておりますので、指定避難所は中新田中学校ということになります。それで、中新田中学校は2階、3階と

いう建物がございませけれども、50センチから3メートルの洪水が来た場合、垂直避難はできませんけれども、そこに公民館をもし2階建てで造ったとしても、垂直避難はなかなか厳しいと私は思っております。その1,000年に一度の構造で例えば2階建てで建築したとしても、それ以上にやっぱり今利用しているほとんどの方々が高齢者ということで、高齢者とあとは子どもが集えるバリアフリー化の施設ということ、それが最優先なのかなと私は思っております。

公民館はまず補助避難所で、避難するとなればやっぱり中学校なりそういうところに避難ということになると思います。また、3メートルの洪水となれば、やっぱり中新田地区に関してはそこにとどまるというのはなかなか厳しいと思うので、広原、小野田、宮崎、そういうところまでの避難の想定もちょっとしておかなければいけないのかと私は思っております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいま議員さんがお持ちの今年配布したマップなんですけど、ここの12ページで、中新田公民館につきましては指定避難所ではなくて補助避難所ということの位置づけでございます。これは今の公民館も補助避難所という位置づけでございます。

この公民館に関しましては、生涯学習課長が今申し上げましたとおり、こちらのほうにも照会がありまして、今後も指定避難所については小学校、中学校等々の体育館あるいは2階以上というものを中心にこちらで計画しているということで、新しい公民館につきましても指定上は補助という形にしていくということで回答しております。

ただ、あくまでも今回作成したのが1,000年に一度ということなんです。当然これまでは100年に一度ということで、ちょっと若干青めの防災マップだったんですが、それだと大体100年に一度を想定した浸水想定区域ということで以前までは提示しておりました。その中では、中新田の町地区、そこにつきましては浸水想定エリアには入っておりませんので、これまでの経験上ですと、直近では平成27年9月あるいは去年の19号台風ということでございます。

あくまでも、今後どういった大雨が来るのか、どういった台風が来るのかにもよりますが、これまでの予測の範囲であれば、指定避難所が足りなくなった場合には、現公民館につきましても避難所、これまでも当然避難していただいておりますし、100年に一度以下の部分であれば避難は可能だと考えているところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番(味上庄一郎君) 重箱の隅をつつくつもりは毛頭ないんですけれども、防災マップの41ページ、中新田公民館指定避難所の4番になっております。この地図上の記述と先ほど危機管理室長がおっしゃった12ページの記述はどちらが正しいのでしょうか。

○議長(工藤清悦君) 危機管理室長。

○危機管理室長(庄司一彦君) 危機管理室長でございます。

正しいのは先ほどの12ページの表でございます。この表示ですと、1から35が緊急指定避難所、それから指定避難所となっておりますが、これにもう一つ、ほかの部分もあるんですが、もう一つ文言として、指定避難所の後に補助避難所というふうにも書くべきだったというふうにごうに今感じております。この辺は何らかの形で訂正させていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長(工藤清悦君) 味上庄一郎君。

○1番(味上庄一郎君) ぜひ、間違いは誰にでもあることですから、即、訂正していただきたいと思いますが、先ほどから洪水被害100年に一度や1,000年に一度と言っておりますけれども、先週日本を襲った、特に九州地方を襲いました台風10号だったり、その前の豪雨被害であったり、予測できない災害というものが、今は100年に一度じゃなくて5年に一度や2年に一度の災害というのが予測されるわけです。そういった中で、この公民館というものの位置づけ、もう少し考えてもいいんじゃないかと思ひます。

先ほどから申しているとおひ現在の、私も当初は新築に賛成だったんです。しかしながら、これだけ赤字がずっと続いている、実質単年度収支については平成27年からもう黒い三角がついているんです。この公民館の議論が始まったあたりからもうこれがつきは始めているということなんです。そういったこともしっかり考慮しながら防災上の対策なども鑑みますと、私は既存の公民館にエレベーターの設置とか、屋根をかけるとか、屋内の内装を改修工事するとか、必要に応じて耐震工事なども行う。本庁舎もそのようにしてきましたから、その方向に転換をしたとしても、しっかりと説明をすれば町民へは理解を得られるものと思ひますけれども、町長、いかがですか。

○議長(工藤清悦君) 町長。

○町長(猪股洋文君) まず、中新田公民館は公共施設としては最も利用頻度の高い施設でございます。かねてより議員さんからも、あるいは町民からも建て替えの要望が出てきております。毎年雨漏りその他、修繕を重ねてきております。

先ほど申しましたように、トータルのコスト、ライフサイクルコストを考えた場合に、新築のほうがむしろコストの削減につながるというそういった試算の中で新築を選択したものでございます。恐らく今のものを、議員がおっしゃったようなことも可能でしょうけれども、恐らくずっと修繕、修繕を重ねながら、いずれそう遠くないうちに新築をせざるを得なくなるんだと思っております。そうしますと、その新築するまでにかかるコストがある意味では無駄になってしまう。そのことを考えるならば、大変財政状況は厳しいわけでありましてけれども、今申し上げたようなトータルに考えた場合にコスト削減につながっていくんだらうと思っております。

今現在の公民館と比べて維持管理費、そう多くはないんですが、三百数十万円ぐらいは削減できると考えております。あと、これが2階建てになりますとエレベーターの管理等々が出てきますから、さらにコストが今の公民館と違わなくなってくるんでしょうけれども、今回の平屋ですと今の公民館に比べても年間三百数十万円のコストダウンにもつながっていくということでございます。

そして、何よりもやっぱり町民の皆さん方に安心してお使いいただく。そして皆さんがぜひ新しい公民館に行って様々な活動、文化活動等、生涯学習を行っていききたいというそういった施設にしていくことが何よりも大事だと思っております。そういったことが町民の健康寿命の延伸にもつながっていくんだらうと思っております。

ですから、トータルに考えた場合に、おっしゃるとおり大変財政状況は厳しいわけでありましてけれども、私はぜひこの事業を進めるべきだと思っております。また、来年につきましては、当然かなりの経費の削減を、来年に限りませんけれどもしていかなければならないと思っております。施設の統廃合も、これは予断なく進めていかなければならない。財政の健全化のためにあらゆることを行って、できることは全てやっていかなければならない。そのように思っております。そういったことを、議会が終わりましたら幹部職員に対しても私から強く話をし、そして来年度の予算編成に生かしていきたいと思っておりますので、中新田公民館建設のための必要な財源はしっかりと確保してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 私も本当に町長と同じ意見で、公民館は町民のため、中新田地区の地区民のためにも新しくすべきと思っておりました。しかしながら、やはりこの今の財政状況というのは本当に真剣に考えなければいけないと思っております。

先ほどからトータルコストということをおっしゃっておりますけれども、直して使っていく

ならば、30年後にまた新しくしなければいけない。でもその間に、財政がよくなるかもしれないじゃないですか。いろんな行財政改革を行って回復してからでも30年と言わず新たに建設するという判断というのは、やはり町長がすべきだと思いますし、一番にそのことを、やはり将来的に負担を残さないというようにしっかりと判断材料としていただきたいと思います。もう一回答弁がありましたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 味上議員のお気持ち、十分分かります。私も大変な危機感を持って、今、財政運営をしているところであります。

恐らく今後、町の財政が好転するということはないだろうと思っています。なぜなら、町の歳入の約50%、これは国からの地方交付税でございます。恐らくこの地方交付税が増えることはないだろうと思っています。なぜならば、基本は人口だからなんです。この人口はどうしても歯止めがかかりません。様々な努力をしておりますけれども、特に自然減。生まれてくるお子さんよりも3倍、場合によってはそれ以上の方が亡くなりますので、この人口減少の歯止めはなかなか利かない状況でございます。今年度、国勢調査が行われますので、それに基づいて、算定基礎になりますから、地方交付税が算定されるということになりますので、地方交付税は間違いなく減っていくだろうと思っております。町税についてもなかなか厳しい状況だと思っています。もちろん町としましては、ふるさと納税の取り組みなり、それからかみでん里山公社の取り組みなり、税外収入を増やす努力もしておりますけれども、恐らくは国からの地方交付税の減額分をあがなうまでには至らないだろうと思っております。ですから、将来を楽観視することはできないだろうと思っております。そういった中で、何とかこの町の財政の健全を図らなければならないということ、これは味上議員のおっしゃるとおりであって、私もその気持ちでおります。

そういった中で、取捨選択をしてどの事業を進めていくのか、どの事業を取りやめるのかということを行っていかなければならないと思っています。この公民館事業につきましては、私は優先的に進めるべき事業だと思っております。先ほど申し上げた理由でございます。そして、そのことが私はトータルコストを下げていくことにつながるだろうと思っておりますので。

それから、今年度は教育関係、先ほど申し上げたように恐らくトータルしますと4億円ぐらだったと思いますけれども、洋式トイレからGIGAスクールから等々で。来年度は大きな事業は予定しておりませんので、ほかの事業の削減も含めて必要な財源の確保をしていきたいと思っておりますので、建設、そしてそれと併せて財政の健全化にも努めてま



いますので、ぜひご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 最後です。

今回質問しました3つの問題、課題、全て町長の英断にかかっているといって過言ではないと思います。どうかご検討をよろしくお願ひしまして質問を終わります。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、1番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願ひます。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時15分 延会

---

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月9日

加美町議会議長 工藤清悦

署名議員 木村哲夫

署名議員 味上庄一郎